

令和8年度 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日時：令和8年5月22日（金）14時～16時
場所：鶴見区役所6階8～10号会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 協議会 議決事項等

- (1) 令和7年度 地域防災活動事業完了報告・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- (2) 令和7年度 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算・・・・・・・・資料2
- (3) 令和7年度 会計監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
- (4) 令和8年度 地域防災活動事業計画(案)・・・・・・・・・・・・・・・・資料4
- (5) 令和8年度 地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算(案)・・・・資料5
- (6) 【依頼】令和8年度 地域防災拠点運営委員会活動交付金申請書の提出について・・資料6

5 訓練、拠点運営

- (1) 【依頼】令和8年度地域防災拠点における訓練等の実施について《総務課》・・・・資料7
- (2) 【依頼】災害時ペット対策について《生活衛生課》・・・・・・・・資料8
- (3) 災害時要援護者支援のための取組、訓練の実施について《高齢・障害支援課》・・・・資料9
- (4) 障害者理解啓発リーフレットの活用について《高齢・障害支援課》・・・・資料10
- (5) 妊産婦・乳幼児の災害対策について《こども青少年局》・・・・資料11
- (6) 災害時の飲料水の確保について《水道局》・・・・・・・・・・・・資料12
- (7) 【依頼】地域防災拠点開設・運営マニュアルの改正に向けたアンケート調査について
《総務課》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料13

6 避難所環境

- (1) 下水直結式仮設トイレ男性用小便器の導入について《資源循環局》・・・・資料14
- (2) 【依頼】発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の設置場所に関する調査について
《資源循環局鶴見事務所》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料15
- (3) 災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について《市民局》・・・・資料16

7 研修、出前講座等

- (1) 令和8年度地域防災拠点運営研修のご案内について《総務課》・・・・資料17
- (2) 誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくりについて《市民局》・・・・資料18
- (3) 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について《横浜市社会福祉協議会》・・・・資料19
- (4) 鶴見区災害ボランティアセンターについて《鶴見区社会福祉協議会》・・・・資料20

8 防災備蓄庫、備蓄品管理

- (1) 【依頼】令和8年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施及び
備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について《総務課》・・・・資料21
- (2) 【依頼】地域防災拠点における鍵の管理について《総務課》・・・・資料22

9 閉会

令和8年度 提出書類 一覧

※全ての拠点で提出必須の書類は下記のとおりです。
各提出書類は鶴見区HPからもダウンロードできます。QRコードはこちら→



資料No. (ページ数)	提出書類	提出期限	提出先
資料6 (P8)	地域防災拠点運営委員会 活動交付金 申請書	7月3日(金)	鶴見区総務課防災担当
資料7	令和8年度地域防災拠点における訓練等の実施について		
(P12)	○ 令和8年度 実施計画書(別添2)	訓練実施 2か月前	地域防災拠点参与
(P13)	○ 実施結果報告書(別添3)	訓練終了後 1週間以内	地域防災拠点参与
資料8 (P17)	○ ペット一時飼育場所の設定・変更報告書	令和9年 3月12日(金)	地域防災拠点参与
資料13 (P47)	「地域防災拠点開設・運営マニュアル」の改正に向けたアンケート調査	8月18日(火)	電子申請システムにより回答 (紙で提出する場合は鶴見区 総務課防災担当)
資料15 (P55)	発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の設置場所に関する調査	7月10日(金)	鶴見区総務課防災担当
資料21 (P91)	○ 地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施について		
(P98)	○ 備蓄品の回収希望数の調査(回答様式1)	7月10日(金)	鶴見区総務課防災担当
(P98)	○ 備蓄食料の有効活用希望数の調査(回答様式2)	7月10日(金)	
(P99)	○ 備蓄品残数の報告(回答様式3)	令和9年 3月24日(水)	
資料22 (P103)	地域防災拠点の鍵管理者名簿	7月10日(金)	

令和7年度鶴見区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運営に係わる事業	地域防災拠点運営委員会連絡協議会 ・令和6年度事業報告、決算報告 ・令和7年度事業計画案、予算案審議 ・地域防災拠点の活動に関する協議 地域防災拠点訓練 ・開設・運営訓練 (31拠点)	令和7年 5月23日 (金)	4,819名
管理に係わる事業			

資料 2

(第 9 号様式)

令和 7 年度 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	収 入 済 額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	3,720,000	3,720,000	0	横浜市からの助成
繰越金	42,680	42,680	0	令和 6 年度事務運営費の 執行残額
雑収入	73,066	74,057	991	令和 6 年度交付金の返還金 (4 拠点)、利息 (991円)
収入合計額	3,835,746	3,836,737	991	

2 支出の部

単位：円

項 目 () は各項目の内訳です。	予 算 額	支 出 済 額	増 △ 減	説 明
事務運営費	93,000	71,543	△21,457	
(消耗品費)	23,000	17,600	△5,400	銀行印購入代
(備蓄購入費)	0	0		
(会議費)	10,000	10,108	108	会議飲料代
(印刷製本費)	0	0		
(通信運搬費)	60,000	43,835	△16,165	郵送料、振込手数料
(資機材管理費)	0	0		
助成費	3,627,000	3,627,000	0	区内31地域防災拠点運営委員会 へ交付 @117,000×31拠点
市への返還金	115,746	115,746	0	繰越金及び令和 6 年度交付金の 返還金 (4 拠点)
支出合計	3,835,746	3,814,289	△21,457	

3 収支の部

単位：円

収入合計	支出合計	残額
3,836,737	3,814,289	22,448

※ 執行残額については、令和 8 年度予算に繰り越したのち、その全額を横浜市へ返還予定

令和8年5月19日

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会 長 宮野 昌夫 様

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監 事 森田 洋司

監 事 早野 幹夫

監 査 報 告 書

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和7年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月日 令和8年5月19日
- 2 監査対象期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 監査事項 地域防災活動奨励助成金の執行について
- 4 監査の結果及び意見
帳簿、帳冊等を監査の結果、当助成金は適切に執行されていることを認めます。

令和8年度鶴見区地域防災活動事業計画書（案）

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運営 に係 わる 事業	地域防災拠点運営委員会連絡協議会 ・令和7年度事業報告、決算報告 ・令和8年度事業計画案、予算案審議 ・地域防災拠点活動に関すること	令和8年 5月22日（金）	約150人
	地域防災拠点訓練 ・開設・運営訓練（31拠点）	拠点ごとに 年1回以上 実施	約6,500人
	その他地域防災活動（自助・共助の啓発） HUG訓練等	随時実施	
管理 に係 わる 事業			

資料 5

(第3号様式)

令和8年度 鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書(案)

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	3,720,000	3,720,000	0	横浜市からの助成金
繰越金	22,448	42,680	△ 20,232	令和7年度事務運営費の執行残額
返還金(雑入)	107,289	73,066	34,223	令和7年度交付金の返還金 (3拠点)
収入合計額	3,849,737	3,835,746	13,991	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
事務運営費	93,000	93,000	0	
(消耗品費)	18,000	23,000	△ 5,000	事務用品
(備蓄購入費)	0	0	0	
(会議費)	15,000	10,000	5,000	連絡協議会飲料代
(印刷製本費)	0	0	0	
(通信運搬費)	60,000	60,000	0	郵送料、振込手数料
(資機材管理費)	0	0	0	
助成費	3,627,000	3,627,000	0	区内31箇所地域防災拠点運営委員会へ交付 @117,000×31拠点
市への返還金	129,737	115,746	13,991	令和7年度繰越金(22,448円)及び 交付金返還金(107,289円・3拠点分)
支出合計額	3,849,737	3,835,746	13,991	

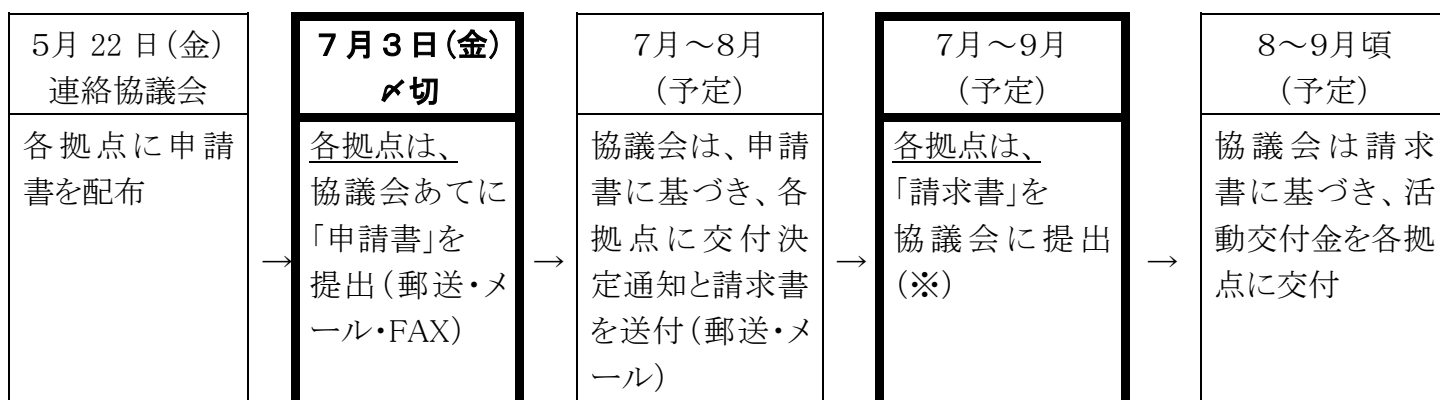
地域防災拠点運営委員会活動交付金の申請手続きについて（依頼）

1 依頼内容

地域防災拠点運営委員会連絡協議会（協議会）において、地域防災拠点運営委員会活動交付金の交付手続きを行います。つきましては、別添の「地域防災拠点運営委員会活動交付金申請書（申請書）」をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「地域防災拠点運営委員会活動交付金請求書（請求書）」については、申請書をご提出いただいた後に、各地域防災拠点運営委員会（各拠点）に郵送またはメールでお送りする予定です。

2 手続きの流れ



（※）請求書提出における手続きについては、交付決定の連絡時にご案内します。

3 交付金額について

各地域防災拠点に一律 **11万7千円** を交付いたします。

4 申請書の提出期限

令和8年7月3日（金）

※申請書は、鶴見区 HP 地域防災拠点 提出書類一覧からもダウンロードできます。

HP の QR コードはこちら→



5 提出方法

郵送、メール、またはFAXで、以下の提出先までご提出をお願いいたします。

《提出先》

地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局（鶴見区総務課）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

FAX：045-510-1889

【裏面あり】

6 その他

【地域防災拠点の備蓄品について】

各拠点におかれましては、災害発生時に備蓄品をすぐ使用できるよう、資機材（発電機等）の燃料や電池の不足、消耗品の使用期限をご確認いただきますようお願いいたします。

不足しているものや、使用期限が切れて購入が必要なものについては、交付金での購入もご検討ください。

【領収書等の提出・保管について】

「地域防災拠点運営委員会活動交付金(交付金)」は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて、手続きを行っています。1件の金額が10万円以上の場合、報告書の提出時に領収書等の添付が必要です。交付金と町内会費等を組み合わせて10万円以上のものを購入した場合も、領収書等の添付が必要ですので、御注意ください。

なお、1件10万円未満の領収書等の提出は必要ありませんが、大切に保管(最低5年)をお願いいたします。

《担当》

地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局
(鶴見区総務課)

鈴木・小林・林田・吉澤

TEL:045-510-1656 FAX:045-510-1889

E-mail: tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和8年度_____学校地域防災拠点運営委員会活動交付金

申 請 書

令和8年 月 日

鶴見区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長 様

住所_____

_____学校地域防災拠点運営委員会

委員長名_____

標記活動交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 ¥117,000.-

2 事業予定

内 容	実施場所	実施月日	参加人員

3 予 算

収 入 ¥_____

項 目	予 算 額(A)	前年度予算額(B)	差引き(A-B)	説 明
活動交付金				
合 計				

支 出 ¥_____

項 目	予 算 額(A)	前年度予算額(B)	差引き(A-B)	説 明
訓練物品購入費				
会議打合わせ費				
研 修 費				
資機材管理費				
その他雑費				
合 計				

鶴見区地域防災拠点運営委員会委員長 各位

鶴見区総務課長

令和 8 年度地域防災拠点における訓練等の実施について（依頼）

日頃から鶴見区の防災対策の推進に御尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年度は、能登半島地震の教訓をもとに改訂された横浜市地震防災戦略をさらに推進し、着実に大規模地震への備えを進展させていくことが必要です。

そこで、今年度実施する危機対処・防災訓練については、これらの状況を踏まえたうえで、関係機関の連携のもと市民や職員等がより実践的な訓練を行い、自助・共助意識、地域防災力、災害対応力の向上を図ることとします。

つきましては、各地域防災拠点運営委員会において、多くの方が参加したより実践的な拠点訓練を、次のとおり実施していただきますようお願い申し上げます。

1 実施期間

令和 8 年 5 月 22 日（金）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

2 実施内容

(1) 地域防災拠点における訓練

地域防災拠点の訓練メニュー（別添 1）を参考に訓練を実施してください。

なお、①「地域防災拠点開設・運営訓練」、②「情報受伝達訓練」、③「避難者受入訓練」、④「避難場所割振訓練」、⑤「災害時要援護者支援訓練」は必ず実施してください。

(2) 防災備蓄庫の資機材等点検

地域防災拠点備蓄庫内の資機材及び水・食料等の点検をお願いします。なお、区役所の地域防災拠点担当者（参与）もサポートさせていただきます。

※ 賞味期限の切れた備蓄食料は、配布しないよう御注意ください。

3 提出書類

以下の提出物は、各地域防災拠点参与経由で鶴見区総務課防災担当まで提出してください。

- (1) 訓練実施計画書（別添 2）・・・ 訓練実施日の 2 か月前まで
- (2) 訓練実施結果報告書（別添 3）・・・ 訓練終了後、1 週間以内

4 その他

不明な点については、各地域防災拠点参与または総務課防災担当に御相談ください。

担 当：鶴見区総務課防災担当
鈴木・小林・林田・吉澤
T E L：045-510-1656
F A X：045-510-1889
E メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度 地域防災拠点の訓練メニュー

1 訓練内容一覧

◆必須訓練		
1	地域防災拠点開設・運営訓練	訓練参加者を拠点運営委員と避難者に分け、協力しながら拠点の開設手順を訓練します。
2	情報受伝達訓練	デジタル移動無線の取扱いを理解し、区災害対策本部（区役所）との通話試験等を実施します。 また、特設公衆電話及び災害時避難者向け Wi-Fi の確認も実施してください。
3	避難者受入訓練	訓練参加者に「避難者カード」を作成してもらい、取りまとめて、避難者リストを作成し、避難状況を把握する訓練です。
4	避難場所割振訓練	体育館や事前に指定した教室などを「自治会・町内会単位」「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「妊産婦、乳幼児を連れた方々」「高齢者・障害者」「ペット連れ避難者」等に配慮し、避難場所を割振る訓練です。
5	災害時要援護者支援訓練	災害時における要援護者支援を図るため、要援護者の安否確認と情報の集約、救出・救護訓練を実施します。
◆選択訓練		
1	各班編成訓練	各班の活動協力者を訓練参加者から募り、各班の活動を見学または体験し、避難者全員が協力しながら組織的に対応することを確認する訓練です。
2	備蓄物資の確認訓練	災害時に拠点の備蓄物資は有効に活用されるよう、備蓄物資の在庫状況の確認、保守管理及び整理整頓を訓練参加者と合同で実施します。
3	資機材取扱訓練	発電機（ガス式発電機含む）、投光器、仮設トイレの設置等、「生活用資機材」を取扱う訓練です。
4	炊出し・給食訓練	かまどセットを使用して炊出し訓練を実施します。
5	災害ボランティア受入訓練	地域防災拠点における災害ボランティアの派遣依頼や受入方法等について確認します。
6	飲料水確保訓練	災害用地下給水タンクの取扱いや緊急給水栓による給水訓練ならびにポリタンク等を使用した飲料水の運搬体験を行います。
7	津波避難訓練 （浸水予測区域の地域）	地震発生後、津波の到来を想定して、地域防災拠点に向かう過程での、避難経路の確認等を行います。
8	ペット対策訓練	天候等に考慮した一時飼育場所の設定、地域防災拠点ペット登録票の作成など
9	その他、避難所運営に必要な訓練	地域の実情や要望等に合わせて「夜間訓練」「要援護者体験」等を行います。

2 訓練のポイント

訓練計画の段階から、「『地域防災拠点』開設・運営マニュアル」（令和5年9月改正）を参考としてください。

(1) 参加者による訓練

訓練に参加された方々が、一緒に実施できる訓練内容としてください。

実際の災害においては、一人でも多くの方々の御協力が必要です。日頃から協力者を募って訓練を実施することが重要です。

(2) 小・中学生等の若い世代の訓練参加

人命救助、要援護者の救護、避難物資の搬送訓練等において小・中学生等の積極的な訓練参加を促してください。若い世代の防災意識の向上を図ることは重要です。

(3) Wi-Fi の利用について

災害時避難者向け Wi-Fi を使用する際は、訓練実施計画書に記載し、期限までに提出してください。

3 訓練協力機関

協力を依頼する場合は、訓練実施計画書の「訓練協力を依頼する行政機関」にレ点を入れてください。

※ 防災ライセンスリーダーの方々への協力依頼も併せて御検討ください。

協力機関		協力内容
1	水道局鶴見水道事務所 (横浜市管工事協同組合)	飲料水の確保(災害用地下給水タンク、緊急給水栓、飲料水の運搬体験)
2	セイフティーネットプロジェクト横浜	障害理解に関する出前講座
3	鶴見区歯科医師会	災害時の健康管理と口腔ケアに関する出前講座
4	L P ガス事業者(中学校のみ)	ガスかまど取扱い訓練(※1)
5	鶴見消防署・消防出張所、鶴見消防団	応急救護訓練、備蓄庫資機材取扱訓練

※1 ガスカまど使用時は、必ずL P ガス事業者に訓練参加を要請してください。

訓練実施計画書

地域防災拠点運営委員会名 _____ 学校 _____

記入者名： _____ (電話： _____)

実施日時	令和 年 月 日 ()		
開始時間			
終了予定時間			
参加予定者数			
必須 訓練	地域防災拠点開設・ 運営訓練		
	情報受伝達訓練	①伝達内容： ②使用機器： ③Wi-Fi 接続：(有・無)のいずれかに○を付けてください。 ④訓練での区役所との連絡：(有・無)のいずれかに○を付けてください。 ※状況により、区役所職員の派遣・連絡対応ができない場合があります。	
	避難者受入訓練		
	避難場所割振訓練	※ 女性、要援護者等向けの3教室の名称を記入してください。 ① ② ③ (その他)	
	要援護者支援訓練		
選択 訓練	(訓練名または内容を具体的に記入してください。)		
訓練協力を依頼する 関係機関	<input type="checkbox"/> 水道局鶴見水道事務所 <input type="checkbox"/> (□災害用地下給水タンク、□緊急給水栓、□飲料水の運搬体験) <input type="checkbox"/> セイフティーネットプロジェクト横浜 (障害理解に関する出前講座) <input type="checkbox"/> 鶴見区歯科医師会 (災害時の健康管理と口腔ケアに関する出前講座) <input type="checkbox"/> LPガス事業者 (ガスかまど取扱い訓練) <input type="checkbox"/> 鶴見消防署・消防出張所、鶴見消防団 <input type="checkbox"/> (□応急救護訓練、□備蓄庫資機材取扱訓練)		
※依頼する関係機関に、レ点でチェックをしてください。 右記以外の訓練の協力依頼については、別途ご相談ください。			

提出期限は原則、実施日の2か月前です。

訓練実施結果報告書

鶴見

区

防災拠点名		実施日	
責任職氏名			
訓練参加者数（単位：人）			
運営委員	区役所	拠点動員者	学校教職員（連絡調整者）
消防団	児童・生徒	区民	その他
			学校教職員（連絡調整者除く）
			消防署
			参加者総数 0 ←自動計算
訓練実施項目			
【開設訓練】	【情報拠点訓練】	【物資拠点訓練】	
施設の安全確認手順確認	デジタル移動無線機の使用	備蓄庫・備蓄品の確認	
避難者受入・受付手順確認	情報取扱訓練（収集・発信手順確認）	物資配布手順確認	
体育館・教室 区割り手順確認	特設公衆電話設置訓練	物資受け入れ手順確認	
	災害時避難者向けWi-Fi確認	物資ニーズの把握手順確認	
【避難所運営訓練】		【図上訓練】	
組立式仮設トイレ設置訓練	男女ニーズの違いに配慮した訓練	横浜型DIG訓練	
ハマッコトイレ設置訓練	外国人受け入れ想定訓練	DIG訓練（横浜型DIG訓練以外）	
緊急給水栓・耐震給水栓の確認	外国人の参加	HUG訓練	
災害用地下給水タンク取扱い	要援護者受け入れ想定訓練	クロスロード	
受水槽の取扱い	障害当事者の参加	その他（ ）	
炊き出し訓練	妊産婦・乳幼児受け入れ想定訓練	【研修（座学のみなど）】	
夜間対応（照明）訓練	妊産婦・乳幼児の参加	男女ニーズの違いに関する研修	
避難生活体験宿泊訓練	福祉避難所との連携訓練	外国人の対応に関する研修	
負傷者対応訓練	補足的避難所との連携訓練	要援護者の対応に関する研修	
津波避難対策訓練	町の防災組織（自治会等）との連携訓練	妊産婦・乳幼児の対応に関する研修	
蓄電池取扱確認訓練	ペット受け入れ想定訓練	ペットに関する研修	
	ペットの同行	その他（ ）	

※「男女のニーズの違いに配慮した拠点開設運営スターターキット」の活用有無は問いません。

【避難生活スペースの区割り】
具体的な区割り訓練の内容（テントの設置、教室の活用、ペット一時飼育場所などの具体的にどのような訓練をしたかを明記）
【訓練実施にあたって工夫したポイント】
【拠点動員職員への教育内容】

【避難所訓練の実施状況 ※写真を添付してください。(PDF可)】

地域防災拠点運営委員会委員長 各位

鶴見区総務課長
鶴見区生活衛生課長**ペット一時飼育場所の設定及びペット対策訓練の実施について（依頼）**

日頃から鶴見区の防災事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

震災時において、避難が必要な状況でも、ペットの飼い主がペット連れでの避難を躊躇して避難しなかったケースや、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために混乱が生じた状況がありました。

発災時に地域防災拠点での混乱を少なくするためには、飼い主の備えに加え、拠点のペット受入体制の備えが重要となります。

つきましては、次のとおり地域防災拠点におけるペット一時飼育場所の設定及びペット対策訓練の実施についてご検討ください。

1 ペット一時飼育場所の設定（変更）

(1) 一時飼育場所を設定し、報告をお願いします。

設定済みの拠点で、一時飼育場所を変更した場合も報告をお願いします。

(2) 地域防災拠点備蓄庫に保管してあるペット飼育場所開設キットの中に、設定場所が分かる資料1部を保管してください。

- ・報告期限：令和9年3月12日(金)
- ・報告様式：ペットの一時飼育場所等設定（変更）報告書（別紙1）
※「学校見取り図」を希望される場合は生活衛生課にご相談ください。
- ・報告先：地域防災拠点参与

2 ペット対策訓練（一時飼育場所への避難等）の実施

選択訓練

地域防災拠点訓練時にペット対策訓練を実施してください。

別紙2を参考にステップアップした訓練を検討してください。

3 添付資料

(1) ペットの一時飼育場所等設定（変更）報告書（別紙1）

(2) ペット対策訓練を実施しましょう（別紙2）

裏面に続く

4 参考資料等（横浜市ホームページ）

内容	二次元コード
<p>■ 災害時のペット対策ガイドライン～震災編～（ピンクの冊子） <u>横浜市地震防災戦略を受け、令和8年2月に改訂しました。</u> ※旧タイトル「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」</p>	
<p>■ 災害時ペット対策に係るアンケート結果 令和7年度に地域防災拠点の皆様にご協力いただいたアンケートの結果です。</p>	
<p>■ ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）</p>	
<p>■ 避難所運営ゲーム（HUG）横浜市ペット版を体験してみませんか？ ゲームの実施を希望される場合は、生活衛生課にご相談ください。</p>	

担当 鶴見区生活衛生課 今仁（いまに）
TEL 510-1845、FAX 510-1718

報告様式

ペットの一時飼育場所等 設定 (変更) 報告書

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に 設定 (変更) しました。

ペットの一時飼育場所 設定 (変更) 場所の名称	(記載例) 飼育小屋及び飼育小屋横広場
-----------------------------	---------------------

図面や写真等場所が分かる資料を下の枠内に添付してください (別添可)。

(図面や写真等添付)

備考

報告期限 令和9年3月12日

* 拠点参与の皆様は総務課へ提出をお願いします。

ペット対策訓練を実施しましょう

地域防災拠点での備えが、
震災時の混乱を減らします。



毎年同じ訓練ではなく
段階的に**ステップアップ**した訓練を行きましょう。

ステップ1 ペットに関する研修	
1-1	ペット防災に関する講話（講師：生活衛生課職員） ・ペット対策訓練が初めての地域防災拠点が対象です。ご相談ください。
ステップ2 ペット受け入れ想定訓練	
2-1	一時飼育場所の確認 ・設定した一時飼育場所を確認し、必要に応じて見直しをしましょう
2-2	一時飼育場所開設キット等の保管場所や中身の確認 ・訓練参加者がキットの保管場所や中身を把握できるようにしましょう ・キット以外の資機材も確認しましょう
2-3	一時飼育場所開設キット等の設営訓練 ・キット内の手順書や使用方法動画を活用し、実際に設営しましょう ・キット以外の資機材も使用しましょう
2-4	ペット同行避難者の受入れ想定訓練（ペットなし） ・ペット連れの想定で、一時飼育場所の設営や受入れ対応を行きましょう
ステップ3 ペット同行訓練	
3-1	実際のペットを連れたペット同行避難訓練 ・ステップ2-4の内容を、実際のペット同行で実施しましょう

- 一時飼育場所開設キット
使用方法の動画を掲載
(鶴見区webページ)



- 飼い主同士の協力体制づくり
訓練と並行して、ペットの飼い主同士
で「飼い主の会」を結成し、日頃から顔
の見える関係づくりを進めましょう。

🌿 鶴見区生活衛生課環境衛生係 電話：045-510-1845

地域防災拠点運営委員会委員長 各位

鶴見区総務課長
鶴見区生活衛生課長

ペット対策に係る資機材配布等の支援について(お知らせ)

日頃から鶴見区の防災事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。
令和7年度から、地域防災拠点でのペット対策を進めていただくための支援策として、ペット一時飼育場所設営に係る資機材配付や、同室避難場所設定のモデル事業を開始しました。
令和8年度も同支援策を継続しますので是非ご活用ください。

1 一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付 (※開設キットとは異なります。)

一時飼育場所の設営に必要な資機材を各拠点の希望に応じて配付します。

受付期間：令和8年8月3日から令和8年9月4日まで

申込み先：横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当

申込み上限：1拠点あたり10万円(上限額)

詳細：別紙1をご確認ください

その他：予算に限りがあるため先着順となります

なお、令和7年度に資機材配布支援を受けた拠点は対象外となります

2 同室避難場所設定希望拠点への支援(モデル事業)

横浜市地震防災戦略において、飼い主とペットが共に過ごす「同室避難場所」を動物愛護センターなどにモデル設置していくことになりました。

地域防災拠点で同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援します。

支援内容：個別相談・訪問、必要資機材(上限30万円)の配付

申込み先：鶴見区生活衛生課(検討される場合はご相談ください)

詳細：別紙2をご確認ください

【同室避難とは】

屋内や屋外に専用テント等を設け、避難場所において飼い主とペットがともに過ごすことと本市で定義しました。

3 添付資料

(1) 地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配布について(別紙1)

- ・一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書(令和8年度)
- ・一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧(兼計算表)
- ・一時飼育場所設定用資機材イメージ

(2) 同室避難場所設定希望拠点への支援(モデル事業)について(別紙2)

※横浜市ウェブページ
からダウンロード
できます。



担当 鶴見区生活衛生課 今仁(いまに)
TEL 510-1845、FAX 510-1718

地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について (令和8年度)

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市地震防災戦略」、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度から、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しています。

つきましては、令和8年度に資機材の配付を希望される場合は、以下をご確認のうえお申込みください。

1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

令和7年度に一時飼育場所設営用資機材の配付を受けていない拠点で、

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。
(詳細は「6」を参照してください。)

3 対象資機材

原則として、資料1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

(1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間 (先着順)

令和8年8月3日から令和8年9月4日まで (郵送の場合、期間終了日の消印まで有効)

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、メール及びFAXは受信日で判断します。 (時間は考慮しません)

ア 郵送 (郵送料は各自負担)

以下の宛先に「一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書 (令和8年度)」 (以下「申込書」という。) を郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町 75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ メール

以下の宛先に申込書を添付してメールを送信してください。

ir-saigaiPET@city.yokohama.lg.jp

ウ FAX (通信料は各自負担)

以下の宛先に申込書を送信してください。

FAX番号: 045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和8年12月以降 (予定)

物品の調達状況により、納品時期が遅れる場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

納品日が通知された後、拠点担当者から学校等に必ず納品日等を連絡してください。

5 申込上限額

1 拠点あたり10万円 (上限額)

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧 (兼 計算表)」に掲載した額 (=実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額) とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際はご協力をお願いします。

8 留意事項等

(1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、本取組を開始した令和7年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

また、資機材納品日決定の連絡があった後、小中学校等に必ず連絡してください。

(4) 次年度（令和9年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

9 添付書類

- (1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）（提出様式）
- (2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料1）
- (3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料2）

10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川区菅田町 75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）

横浜市動物愛護センター 宛

（提出様式）

【郵送・FAX・電子メール】

（宛先は通知文でご確認ください）

拠点名

No.	資機材名	数量	単価	金額
1	ワンタッチタープテント①（3m×3m）		45,000	
2	ワンタッチタープテント①（3m）専用グランドシート		5,000	
3	ワンタッチタープテント②（2.5m×2.5m）		40,000	
4	ワンタッチタープテント②（2.5m）専用グランドシート		5,000	
5	ワンタッチタープテント③（2m×2m）		35,000	
6	ワンタッチタープテント③（2m）専用グランドシート		5,000	
7	ワンタッチタープテント④（特大：3m×6m）		80,000	
8	消臭機能付ごみ箱① 45L		8,000	
9	消臭機能付ごみ箱② 14L		6,000	
10	ブルーシート① 3.6m×5.4m（約12畳）		8,000	
11	ブルーシート② 3.6m×3.6m（約8畳）		6,000	
12	ブルーシート③ 3.6m×2.7m（約6畳）		4,000	
13	ブルーシート④ 2.7m×1.8m（約3畳）		3,000	
14	マルチウエイ（注水式6ℓ）		1,000	
15	雨除けビニールシート① 3m×3m		3,000	
16	雨除けビニールシート② 2m×2m		3,000	
17	トラロープ 太さ 9mm～10mm×50m		3,000	
18	丸形ロープ止め① 12×450mm×20本		12,000	
19	丸形ロープ止め② 12×600mm×20本		15,000	
20	ランタン		7,000	
21	ロープテンショナー		2,000	
22	折りたたみソフトケージ（L）		8,000	
23	折りたたみソフトケージ（M）		6,000	
24	折りたたみソフトケージ（S）		5,000	
25	物置（ベンチストッカー）		30,000	
※ No.2・4・6は単体では希望できません（1/3/5とセットで希望）			合計額	

（上限：10万円）

配送場所 （施設名等）	拠点・拠点以外（ ）		
配送場所 （住所）	横浜市 区		
受取代表者 氏名		受取代表者 連絡先(TEL)	
メールアドレス			
受取可能 （曜日）	月・火・水・木・金		※ 受取代表者への連絡は平日日中に行います。 ※ 納品時には立会いが必要となります。
受取可能 （時間帯）	午前 ・ 午後		※ 土日祝日の配送指定はできません。 ※ 詳細な時間指定はできません。

一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）

・参考品を掲載、他メーカー同等品になる場合があります。（附属品も変更になる場合があります）

【別紙2-資料1】（医療局動物愛護センター）

名称	数量	基準額	算出額	参考商品（同等品の場合あり）	仕様（概要）（同等品の場合は誤差あり）	備考
【一時飼育場所用雨除け等】						
1 ワンタッチタープテント① （大型：3m×3m）		45,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（ス チール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×3.0m×1.76m/2.48m/2.56m 収納時：（約）1.14cm×22cm×22cm 本体：16kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
2 ワンタッチタープテント①（3m）専 用グラウンドシート		5,000	0	（色は選べません）	広げた時のサイズ：（約）3.0m×3.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「1」専用の一体型レジャシート ※単体購入不可
3 ワンタッチタープテント② （中型：2.5m×2.5m）		40,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（ス チール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）2.5m×2.5m×1.65m/2.37m/2.45m 収納時：（約）1.14cm×22cm×22cm 本体：14.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
4 ワンタッチタープテント②（2.5m） 専用グラウンドシート		5,000	0	（色は選べません）	広げた時のサイズ：（約）2.5m×2.5m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「3」専用の一体型レジャシート ※単体購入不可
5 ワンタッチタープテント③ （小型：2m×2m）		35,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版（ス チール）サイドシート2枚付 （色は選べません）	組立時：（約）2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m 収納時：（約）1.14cm×22cm×22cm 本体：13.5kg 附属品：ウエイト（5kg）×4枚、サイドシート2枚	・サイドシートは計4枚（全面：OP込） ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可
6 ワンタッチタープテント③（2m） 専用グラウンドシート		5,000	0	（色は選べません）	広げた時のサイズ：（約）2.0m×2.0m 収納時：（約）直径12cm×77cm	「5」専用の一体型レジャシート ※単体購入不可
7 ワンタッチタープテント④ （特大：3m×6m）		80,000	0	FRT-600(WH) 山善 撥水 UV加工 サイドシート4枚付き （色は選べません）	組立時：（約）3.0m×6.0m×2.9m/3.0m/3.1m 収納時：（約）1.26cm×35cm×27cm 本体：35kg 附属品：収納ケース(1)、おもり6個(附属)	・高さ3段階調節可、全面サイドシートあり ・強雨時の長時間使用は非推奨
8 【一時飼育場所用ごみ箱】 消臭機能付ごみ箱①		8,000	0	テラモト DS-240-445-0 おむつペール 45ℓ	・容量：42L・（約）W30×D42.5×H68.6cm ・本体のみ（約）W28.8×D42.5×H52.5cm	・内蓋付・消臭剤カバー付・袋止め付 ポリ袋：45L（袋は各自で準備）
9 消臭機能付ごみ箱②		6,000	0	T-WORLD 防臭ペット用ワンタッチプッシュ式ペール	・容量：約14L ・本体：W30×D21×H47cm	ワンタッチプッシュ式、（袋サイズ）ポリ袋：20L、LLサイズ （45号）（袋は各自で準備）
10 【雨除け、仕切り、敷物等】 ブルーシート①		8,000	0		3.6m×5.4m（2間×3間 約12畳）	・重さ：約150g/㎡ （2間×3間で約3.3kg、2間×2間で約2.2kg、 2間×1.5間で約1.7kg、1.5間×1間で約0.9kg）
11 ブルーシート②		6,000	0	ブルーシート（#3000） （メーカー指定なし）	3.6m×3.6m（2間×2間 約8畳）	
12 ブルーシート③		4,000	0		3.6m×2.7m（2間×1.5間 約6畳）	
13 ブルーシート④		3,000	0		2.7m×1.8m（1.5間×1間 約3畳）	
14 マルチウエイト（注水式）		1,000	0	—	注水式（6ℓ）（製品未定）	シート等が飛ばないようにする重し
15 【一時飼育場所用雨除け】 雨除けビニールシート①		3,000	0	—	約 3m×3m	契約業者取扱品になります。 （R7納品実績：ユタカメイクシート P E 透明糸入りシート （UV剤入り） 2.7m×2.7m）
16 雨除けビニールシート②		3,000	0	—	約 2m×2m	
17 【人と動物の動線区分等】 トラロープ		3,000	0	標識トラロープ	#9（太さ8mm）×50m	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ※ スターターキット保管分では不足する場合等
18 丸形ロープ止め①		12,000	0	丸形ロープ止め ユニクロメッキ	12（穴の大きさ）×450mm（長さ）×20本	・人とペットの動線を区分したい時等に使用
19 丸形ロープ止め②		15,000	0		12（穴の大きさ）×600mm（長さ）×20本	・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り固定するための金具 （区画を作る場合等に使用）
20 ロープテンションナー		2,000	0	—	8個入り（55ミリ×20ミリ（8ミリ穴）重量 約4g）	ロープ（張り綱）の長さを調節し、タープ等にテンションをかけ られる緩みにくい三つ穴構造の自在金具
21 【一時飼育場所用照明】 ランタン		7,000	0	DURACELL3way電源ランタン （太陽光・USB充電・電池）	（約）直径14×高さ26cm	・リチウムイオン電池内蔵、単1アルカリ乾電池×4本 ・明るさ3段階、防水機能：IPX4
22 【拠点予備配置用】 折りたたみソフトケージ（L）		8,000	0	アイリスオーヤマ POSC-800A	（約）W80×D51×H66cm 折りたたみ時（約）W53×D6×H57cm	※平常時利用不可（訓練時は可） ペット用のケージは原則、飼い主持参です。 （避難所に予備を置きたい希望がある場合に申請）
23 折りたたみソフトケージ（M）		6,000	0	アイリスオーヤマ POSC-650A	（約）W67×D45×H56cm 折りたたみ時（約）W48×D6×H48cm	
24 折りたたみソフトケージ（S）		5,000	0	アイリスオーヤマ POSC-500A	（約）W53×D32×H42cm 折りたたみ時（約）W34×D6×H38cm	
25 【一時飼育場所資機材保管用】 物置（ベンチストッカー）		30,000	0	MS2-1500 山善 ガーデンマスター （色は選べません）	外寸（約）W155×D49×H52cm 重量27kg	・設置にあたっては、関係者と十分調整してください。 ・各自で組立が必要です。
	0		0			※基準額には配送料、仕分料など必要経費を考慮して設定しています。

一時飼育場所設定用資機材

※ 写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

1.3.5 ワンタッチタープテント①②③

センターロック式サイドフレーム強化版(スチール)サイドシート2枚付

+ オプション:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート1枚 (2.4.6専用グランドシート:別途希望可)

1: (3m×3m)



3: (2.5m×2.5m)



・一時飼育場所雨除け用

5: (2m×2m)



(折りたたみ時:各サイズ共通)



(サイドシート展開時
※ 4枚付で購入)



※ 高さは3段階で調整可能

2.4.6
専用グランドシート
※ 折りたたみ時



(参考商品URL)

<https://fieldoor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

7 ワンタッチタープテント④ (3m×6m)

・一時飼育場所雨除け用



サイドシート4枚付

7 テラモト おむつペール 45L



・容量:約42L

・一時飼育場所用ごみ箱



8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L



・容量:約14L

・一時飼育場所用ごみ箱

・UV遮蔽率99.2%(UPF50+)・耐水圧:2000mm
・大雨時及び強雨時の長時間使用は非推奨

一時飼育場所設定用資機材

※ 写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

10~13 ブルーシート



・雨除け、仕切り、テンサイドシート等

- ・サイズは4種類
- ・重さ(約)150g/㎡

14 マルチウェイト(注水式)

- ・シート等の重し
- ・6リットル



15.16 雨除けビニールシート①②



・一時飼育場所雨除け用等

- ・半透明、メッシュ構造
- ・紫外線遮断
- ・自然光取り入れ

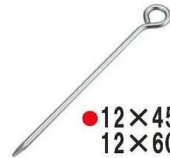
17 トラロープ



・人との動線区分用等

- ・サイズは1種類
- ・太さ:約7.5mm
- ・長さ:50m

18.19 丸形ロープ止め①②



・人との動線区分用等

- ・長さは2サイズ
(45cmと60cm)
- ・ユニクロメッキ
- ・20本セット

20 ロープテンショナー



・人との動線区分用等

- ・サイズは1種類
- ・ロープの太さ(推奨):6-9mm

22~24 ペット用ソフトケージ

・一時飼育場所配備用(予備)



(折りたたみ時)

21 ランタン



USB-A⇒C
ケーブル1本付属

・一時飼育場所用照明



ソーラーパネルを搭載
内蔵バッテリーの充電に対応



バッテリー内蔵 4400mAh



最大2000lm
明るさ 3段階
(最大200時間)



スマホなどUSB機器の充電に対応



単一電池4本に対応



USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

25 物置(ベンチストッカー)

・ペット用資機材保管専用



- ・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください
- ・平常時は、ベンチとして活用することができます。
- ・組立は30分~1時間程度(1人~2人で可)

同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）について (令和8年度)

能登半島地震の事例を受け、新たな地震防災戦略において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ順次設定していくことになりました。拠点において、飼い主とペットの避難場所として同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として支援させていただきます。

同室避難場所を設けることで、ペットと共に避難される方の選択肢が広がり、より安心・安全な受け入れ体制を整えることができます。

なお、検討にあたっては、人と動物の動線を区分すること、動物嫌いの方、アレルギーをお持ちの方への対策が十分に取れることを前提に、学校等拠点の管理者等とも十分に調整していくことが必要となります。また、地域内で合意形成が必須となります。

モデル事業の詳細は以下のとおりです。

1 対象

同室避難場所の設定を検討されている地域防災拠点（任意）

2 支援内容

- (1) 同室避難場所設定に向けたご相談
- (2) 同室避難場所設定済地域防災拠点担当者等へのご紹介
- (3) 設定希望場所における衛生面の確保と、人とペットの動線区分に関する助言
- (4) 設定決定後の同室避難場所用資機材の配付（30万円まで、1回のみ）
(資機材を動物愛護センターや区で保管することはできません。)

3 対象資機材

同室避難場所の設定が正式に決まった後、設置場所にあわせて相談のうえ決定します。（随時）
同室避難場所用の資機材かつ上限金額の範囲内であれば自由に選んでいただけます。

4 その他

地域防災拠点内だけでなく、拠点近隣の別の場所に設定を希望される場合もご相談を承ります。

5 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川区菅田町 75-4

TEL : 045-471-2111、FAX : 045-471-2133、メール : ir-saigai@city.yokohama.lg.jp



防災時、 あなたの ペットは 大丈夫？

体験で学ぶペット防災

避難所運営ゲーム(HUG)で”もしも”を体験します

最新のガイドラインで
ペット防災を再確認

ペットと避難したその
先で何が課題になる？

もし、避難するとしたらど
のようにすればいいの？

2026年

7月25日 土

13:30 → 15:30 | 開場 13:00 |

鶴見区役所 6階会議室

セミナー内容

- 🐾 横浜市災害時のペット対策ガイドラインについて
～令和8年2月改訂～
- 🐾 グループワーク
～避難所運営ゲーム(HUG)横浜市ペット版～
※HUG 横浜市ペット版とは…
地域防災拠点において、ペット同行避難があつた
場合の対応について、「こんな時どうする？」を参
加者同士で話し合う体験型防災ゲームです。



定員 先着 60名

対象 鶴見区在住の方

申込 7/1(水)～7/22(水)に

電子申請、電話または窓口

(配慮事項がある方はその旨お知らせ
ください)

申込先・問合せ先

鶴見福祉保健センター
生活衛生課環境衛生係

鶴見区鶴見中央3丁目 20-1

TEL: 045-510-1845

FAX: 045-510-1718

電子申請は
こちら



鶴見区 災害時のペット対策について

注意
点

- * ペット同伴不可
- * やむを得ない状況により、本セミナーを中止とする場合は ウェブページでお知らせしますので必要に応じてご確認ください。
- * 休日のため区役所駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

災害時要援護者支援のための取組、訓練の実施について

過去の大きな災害では、多くの方が自助・共助により助かっている一方で、自力での避難が難しい高齢者や障害者等「要援護者」の被災率が高く、支援が不十分であったことが報告されています。こうしたことを受け、鶴見区では毎年自治会町内会又は民生委員と各地域防災拠点に災害時要援護者名簿をお渡しし、各地域の災害への備えや災害発生時の取組の支援を行うとともに、毎年、拠点訓練において、災害時要援護者救助訓練の実施をお願いしています。

つきましては、鶴見区総務課からの地域防災拠点訓練等の実施方針に基づく訓練において、災害時要援護者の支援を想定した訓練の実施について、引き続きのご協力をお願いします。

併せて、今年度の災害時要援護者名簿の配付方法等について周知いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

1 災害に備えた取組、拠点訓練の実施 必須訓練

鶴見区では、平成 26 年度に各地域防災拠点運営委員会と「災害時要援護者情報の提供に関する協定」を締結させていただき、拠点ごとの災害時要援護者情報（名簿）を年 1 回提供し、拠点の防災訓練や運営計画等に活用いただいています。

取組例をご参照いただき、災害時要援護者支援を想定した訓練のご検討をお願いします。

【災害時要援護者名簿を活用した取組例】

・ 地域防災拠点の運営体制の検討

⇒車いすなどの動線確認や避難支援等の訓練、必要物品等の確認

⇒自治会町内会や民生委員と連携した要援護者の安否確認、情報共有方法の検討

・ 拠点に避難してくる災害時要援護者を想定した配慮事項の確認

⇒【別添 2】参考女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目

⇒ 円滑なコミュニケーションをとれるような情報伝達方法の確認

・ 災害時要援護者への訓練の参画

⇒訓練への参加呼びかけ、自助の促し

・ 発災後、自宅避難中の災害時要援護者への支援体制の検討

※【別添 1】「災害時要援護者支援のための取組事例集（横浜市健康福祉局）」の訓練事例も参考にしてください。

その他、107 自治会町内会と協定を締結し災害時要援護者名簿を提供、また協定を締結していない 19 の自治会町内会区域では民生委員に名簿を提供し、区内全域で災害に備えた日頃からの災害時要援護者との関係づくりなどを行っていただいています。

2 災害時要援護者等向けスペースの確認・検討

発災直後は、各地域防災拠点に数十名の要援護者等が避難生活を送ることが想定されます。

各地域防災拠点で要援護者向けのスペースや利用しやすい場所（例：出入口付近、バリアフリー対応等）を確保していただくことが必要です。

横浜市防災計画や横浜市学校防災計画では、地域防災拠点運営委員会と学校とが協議し、女性、乳幼児、高齢者・障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね3教室を確保し利用する、と定められています。この3教室は、事前に運営委員会と学校で話し合って決めておいてください。あわせて、**要援護者等の区割り、運営方法等についての検討をお願いします。**

※特定した3教室については、「実施計画書」避難場所割振訓練の欄に記載し、ご報告をお願いします。

【参考】

鶴見区では、災害時要援護者支援を進めていく地域の方々に向けて動画を作成しています。今後の取組を検討する際の参考にしてください。

「鶴見区 災害時要援護者 取組事例動画」で
検索か、二次元コードよりアクセス



鶴見区 災害時要援護者 取組事例動画



3 災害時要援護者名簿の配付（更新）について

災害時要援護者情報を更新した拠点ごとの名簿を年1回提供しています。

（名簿に登載されている方は、【別添2】**参考**のとおりです。）

更新した名簿は8月頃配付予定です。次の手続きにご協力をお願いします。

【お願いしたいこと】

- お持ちの「水色ファイル」にある名簿部分の差し替え
- 「個人情報取扱方法に関する届」（第1号様式）の提出
- 地域防災拠点運営委員長（情報管理者）、防災訓練等で拠点の名簿を取り扱う方（情報取扱者）に対する
 - ・ 個人情報取扱研修の実施（年1回必須）（【別添3】の研修資料をご利用ください）
 - ・ 研修受講報告書の提出

※地域防災拠点訓練に向けてのスケジュール例

名簿の差し替え⇒地域防災拠点運営委員会にて個人情報取扱研修実施⇒運営委員会で名簿を確認⇒災害時要援護者支援を想定した取組・訓練の計画⇒訓練実施

担当 鶴見区役所高齢・障害支援課 勝倉・佐久間・松原
電話：045-510-1768 FAX：045-510-1897

災害発生時の取組

横浜市では、**発災直後の対応の流れ** を次のように整理しています。
次ページより、場面毎の対応のポイントを整理します。

地震発生！ 身の安全確認・災害情報伝達
安否確認・救出救護

- 身の回りや家族の安否確認
- 家の中や周囲の安全確認
- 災害発生状況等の情報収集



避難誘導

- 火災や家屋の倒壊などで危険な場合は、まずは近くの公園・空き地へ避難



いっとき避難場所

公園・空き地など



- 火災や倒壊などで自宅に戻れない場合



地域防災拠点

- 大規模な火災から身を守る場合



広域避難場所

- 自宅が安全な場合



自宅など

- 避難状況などの情報収集
- 家族・親族などの安否確認
- 自分の生存報告
- 支援の要請
- 避難生活の準備

※地域防災拠点での生活が困難な場合、必要に応じて移送

地域防災拠点で避難生活

福祉避難所で避難生活

災害発生時の取組

①災害情報伝達

- ◆ 確実な情報伝達を行うために
- ◆ 災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように

自治会町内会等の地域は、連絡網やその他の情報伝達手段を活用して地域に災害情報を伝達します。要援護者のうち情報伝達に支援が必要な人に対しては、連絡先となっているご近所が災害情報伝達の支援を行います。

◆ 確実な情報伝達を行うために

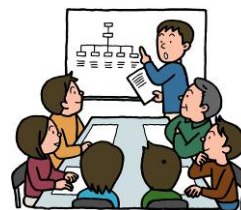
- ・ 要援護者への情報伝達が確実に行われるように、誰が誰に伝えるのか、あらかじめ担当を決めておきましょう。また、責任者も決めておくとい良いでしょう。

*** 地域の情報連絡体制づくり(例) ***

(例) 情報伝達を行う単位を「班」(10~20世帯程度)と設定し、動きやすい組織とする。

※マンション等の場合は、棟毎/階段毎に設定する。

(例) 各班に「情報班」や「防災担当者」など、担当者を据える。



◆ 災害時に円滑なコミュニケーションが図れるように

- ・ 要援護者への情報伝達には、本人の病状、障害特性等に応じた伝達手段が必要になります。日頃から要援護者とコミュニケーションを図っておくことが大切です。

*** 災害時における要援護者との情報伝達方法(例) ***

(例) 耳の聞こえない方等に対しては、筆談や地図で示す。

(例) 外国籍市民に対しては、外国語で伝達する。

(例) 知的障害や自閉症のある方等、言葉で意思疎通が困難な方には、絵図を用いた指差して意思疎通を行う。

(コミュニケーションボード)

※下記の URL からダウンロードが可能です。

⇒公益財団法人明治安田こころの健康財団

http://www.my-kokoro.jp/kokoro/communication_board/



災害発生時の取組

②安否確認

- ◆要援護者の安否確認の体制を整える
- ◆安否確認を円滑に行うために

災害時は自治会町内会等を通じ地域防災拠点を中心に安否確認を行います。発災直後は、ご近所が要援護者の安否確認を支援し、地域で助け合いを行います。

◆要援護者の安否確認の体制を整える

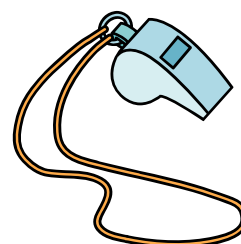
- ・ 要援護者の安否確認の方法について、事前にご近所と話し合っておくなど、日頃から安否情報の発信方法や手段の準備を考えておくことが大切です。

*** 安否確認の体制づくり(例) ***

(例) 連絡員となっているご近所だけでなく、近隣同士で協力するなど、複数で安否確認を行う。

(例) 自治会町内会の班など安否確認を実施するエリアを小さい単位で行うと、早く確認できる。

(例) 情報発信手段の事前準備として、NTTの「171」、緊急通報システム、笛、非常ベル、携帯電話・メール、インターネット、ファクス等を活用する。



◆安否確認を円滑に行うために

- ・ 安否確認の状況を、札やマークを用いて各戸で簡単に明示できる方法があります。

*** 安否確認を円滑に行うための取組(例) ***

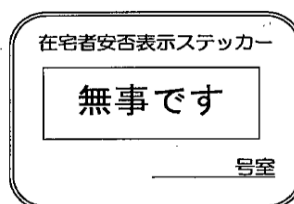
(例) 支援者が安否の確認の際、安否確認済みの情報(A・B・C)を玄関等に掲示する。

A: 登録者が無事で家屋にも被害が無く自宅にいる

B: 登録者は無事であるが家屋が倒壊するおそれがある

C: 救助する必要がある・怪我をしていて避難ができない

(例) 在宅者が自分の状況を、安否表示ステッカーや目印のリボン、タオルを玄関などに掲示する。



災害発生時の取組

③救出救護

- ◆要援護者の状況に応じた救出救護
- ◆必要な資機材・人材を備えておく
- ◆いざという時に備えて訓練を行う

救出・救護活動は、消防署及び消防団が中心となって他の防災関係機関、地域防災拠点運営委員会等の協力のもとに行います。

救出・救護は時間との戦いであるため、ご近所の安否確認により要援護者の救出・救護が必要と判断した場合は、近隣住民に協力を求めます。近隣住民は要援護者の状態に応じ、救出活動を実施します。

◆要援護者の状況に応じた救出救護

- ・ 要援護者の病状や障害特性はそれぞれ異なります。一人ひとりに応じた救出・救護方法についてご近所を交えて検討しておくことが大切です。
- ・ また、高齢単身者などで自治会町内会等に参加しておらず、地域と接点が少ない方の対策を検討する必要があります。



◆必要な資機材・人材を備えておく

- ・ 要援護者の搬送には、タンカやリヤカーが必要です。特に高層住宅入居者の場合には、実際に必要な人員と資機材を事前に検討しておくことが大切です。
- ・ 人材確保については、特に高齢化の進行が著しい地域では、新たな担い手を育成したり、経験者を活用します。また、PTAと連携し、中高生を育成している取組があります。
- ・ 団地は各戸のドアが強固で災害時に開かなくなる可能性があるため、ドアを開けるためのバールを棟ごとに準備しておきます。



◆いざという時に備えて訓練を行う

- ・ いざという時にスムーズに使えるよう、普段から資機材の点検、取扱い方法の周知、身近なものを使った救護訓練等を行っておくことが大切です。
- ・ 要援護者自身にも、日頃から身の回りの安全点検・安全対策を行い、地域の防災活動へ参加することなどを呼びかけましょう。
- ・ 自治会の防災倉庫など地域の資源を、住民に広く周知しておきましょう。

災害発生時の取組

④ 避難所へ誘導する

- ◆要援護者の状況に応じた避難誘導
- ◆要援護者の避難経路を検討しておく

自治会町内会などが中心となって、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員、保健活動推進員や消防団員等が連携・協力して、要援護者の避難支援にあたります。ご近所にも協力をもらいます。

◆要援護者の状況に応じた避難誘導

- ・ 要援護者の病状や障害特性はそれぞれ異なります。避難誘導方法について、例のような配慮が必要です。移動手段、避難場所などとあわせて事前に検討しておくことが大切です。



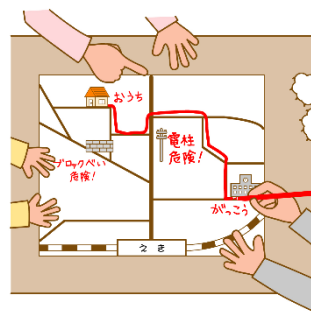
*** 避難誘導の方法(例) ***

- (例) 搬送手段として車椅子の代わりにキャスター付きの椅子等を活用。
- (例) 平常時から搬送用の車両提供者を定めておく。
- (例) 高層建物上層階からの救出の場合、階段に板を置いてスロープにする。
- (例) 高層住宅の階段を下りる場合、竿と毛布で作る簡易担架が使えないこともあるため、布と帯で抱える布担架やおんぶ紐、敷き布団等を活用して搬送。



◆要援護者の避難経路

- ・ 防災マップを活用し、要援護者の避難経路を検討しておきます。避難所までの距離が離れている場合、建物の倒壊等で避難路が通れなくなる場合、高層住宅である場合、支援者が不足する場合など、避難誘導を阻害する要因をどのように克服するか、いくつかの方策の検討が必要です。
- ・ 防災マップやまち歩きを通じて検討しておきます。



*** 避難経路設定のポイント ***

- (ポイント!) 避難経路を2経路以上確保します。
 - ・ 災害時は建物や塀の倒壊等で予定していた避難経路が通れなくなる可能性がありますので、避難経路は2経路以上を検討しておきます。

災害発生時の取組

⑤ 避難生活を支援する

- ◆ 要援護者の要望を確認する
- ◆ 要援護者に配慮したスペースを確保する
- ◆ 避難生活が困難な方は福祉避難所へ
- ◆ 避難していない要援護者の把握・支援を行う

要援護者にとっての避難生活は、健常者以上に厳しいものです。避難所のように、自宅と環境が全く異なる慣れない場所での生活はなおさらです。要援護者が安心して生活を続けられるために地域でできることを検討してみてください。

◆ 要援護者の要望を確認する

- ・ まずは、要援護者にどのような生活上の支障があるか、どのような支援を必要とするのかを直接確認します。

*** 要援護者の要望把握を円滑に行うための取組(例) ***

(例) 緊急時に必要な情報を記入したカードなどを持参するようにしてもらう。

(例) 地域防災拠点の運営にあたって「要援護者支援担当班」を作り、要援護者を支援する。



◆ 要援護者に配慮したスペースを確保する

- ・ 段差の少ない場所やトイレに近い場所、集団で過ごすことが苦手な人のためのスペースなど、要援護者に配慮したスペースを確保します。

◆ 避難生活が困難な方は福祉避難所へ

- ・ 地域防災拠点または在宅での避難生活が困難な方については、援護の必要性が高く、社会福祉施設等の福祉避難所への避難が必要だと区役所（区本部長）が判断した場合、福祉避難所で受け入れます。

◆ 避難していない要援護者の把握・支援を行う

- ・ 避難していない要援護者の情報が入った場合は、安否確認をしてくれる協力員を募集し、自宅に取り残されていないか安否確認を行います。
- ・ 要援護者の自宅が地震で大きな被害を受けていなければ、自宅での生活が可能です。地域防災拠点に避難しない要援護者の情報を把握し、地域で協力して配給される食糧や水などが行き渡るように配慮しましょう。

参 考 災害時要援護者名簿に登載されている方

令和7年10月1日時点で在宅で、次の条件に該当し、名簿への登録について、同意があった方（同意方式）又は拒否の意思表示がなかった方（情報共有方式）が名簿に登載されています。（どちらの方式の名簿かは、自治会町内会によって異なります。）

高 齢 者	①介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方 ア 要介護3以上の方 イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 ウ 認知症のある方（要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方）
障 害 者	①障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者 ②視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方 ③療育手帳（愛の手帳）A1・A2（重度）の方

参 考 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目（横浜市防災計画より）

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	1 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） 2 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 3 トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） 4 プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 5 女性用物資の女性による配布 6 妊婦に対する配慮（休憩できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	1 授乳等のスペースの確保 2 泣き声への対応（専用スペースの確保等） 3 子どものプレイルームや学習スペースの確保 4 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	1 認知症等への配慮 2 生活不活発病（体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気）の予防、早期発見と対応 3 オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） 4 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	1 障害の特性に配慮したスペースの確保 2 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） 3 福祉用具など障害ごとの個別のニーズの把握
外国人	1 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） 2 通訳ボランティアの確保 3 日本人との生活習慣の違いへの配慮
感染症患者等	インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保

災害時要援護者情報（個人情報）の取扱研修資料

1 個人情報とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、「特定の個人を識別することができる情報」のことです。

また、生年月日、性別等はそれだけでは個人を特定できませんが、他の情報と組み合わせると個人を特定できれば、個人情報になります。

（例）氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、家族構成、病歴・障害、思想、信条等

2 個人情報取扱いのポイント

○ルールの基本は「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないように配慮してください。

○個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。

正しく理解し、大切に取扱い、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

○相手との信頼関係をつくるのが重要です。相手が大切にしたいものを大切に取扱い、プライバシーには十分配慮します。

3 個人情報の提供・共有

平時でも本人の同意があれば、情報提供・共有ができます。ただし、本人の同意なく、個人情報の取扱者になっていない者（＝個人情報保護研修を受けていない者）には決して第三者に情報を提供してはいけません。

なお、災害発生時等本人の生命・身体に危険がある等緊急のときは、同意を得ずに、第三者に情報提供することができます。

4 「災害時要援護者名簿」の取扱い

次のことに注意して、災害時要援護者情報を取り扱ってください。

- ① 地域の支え合いの取組以外の目的で利用してはいけません。
⇒ 地域で日頃から名簿を活用し見守り等を実施する方（情報取扱者）は、必ず個人情報の研修を受け、受講者の名簿を区役所に届け出る必要があります。
- ② 区の許可を得ずに、複写又は第三者に提供してはいけません。
- ③ 正当な理由がなく、要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。
- ④ 区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、紛失などがないよう、必要な措置を講じてください。
- ⑤ 原則として名簿の内容を電子データ化してはいけません。
- ⑥ 情報の漏えいや紛失などの発生又は恐れがある場合は、すぐに区役所に連絡してください。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのため
個人情報の適正な取扱いにご理解・ご協力をお願いします。



【参考】法令等の規定（抜粋）

<災害対策基本法の規定>

- 名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報の漏えいの防止、要援護者の利益の保護に必要な措置を講じる必要があります。
- 名簿情報の提供を受けた者、名簿情報を利用して避難支援に携わる者は、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはいけません。

<横浜市震災対策条例の規定>

- 個人情報の提供を拒否した要援護者の情報は提供しません（災害時は提供可能）。
- 日頃からの要援護者支援に取り組んでいない組織への個人情報の提供はできません。
- 個人情報の提供を受けたものは、情報を地域の支えあいの取組以外に利用してはいけません。
- 個人情報の提供を受けたものは、情報の漏えいを防止し、適正に取り扱う必要があります。

<横浜市震災対策条例施行規則の規定>

- 個人情報の提供を受けようとするものは、個人情報の提供に関する協定を締結します。
- 情報管理者、情報取扱者を定め、区に届け出ます。
- 情報提供は紙に印刷した書類で行います。
- 情報管理者、情報取扱者以外が個人情報を閲覧できないようにします。
- 情報管理者、情報取扱者は個人情報の取扱いに関する研修を受けます。
- 漏えい等がおきたときは、速やかに区に報告します。

<区と締結した協定による規定>

（※ 法律、条例、規則に規定されていることは省略）

- 区の許可を得ずに、複写もしくは第三者に提供してはいけません。
- 研修を実施したら、研修受講報告書を提出します。
- 名簿の保管方法等を定め、区に届け出ます。
- 電子データ化も禁止します。
- 個人情報が必要なくなったら、速やかに返却します。

地域防災拠点訓練等での障害者理解啓発リーフレットの活用について

平素より、鶴見区の福祉保健行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

鶴見区高齢・障害支援課では、障害のある方の特性の理解と、災害発生時に地域防災拠点で配慮していただきたい事項を 5 分程度にまとめた動画を作成しています。

障害のある方は、ご自分の気持ちや状況をうまく伝えられなかったり、必要な情報を集められないことがあります。災害時、障害のある方が必要な支援や情報を得られるように、地域防災拠点訓練等で動画を周知いただきますよう、御協力よろしくお願いたします。

1 動画の周知方法について

動画の QR コードが記載されたリーフレットをお渡ししますので、ご活用ください。(別添資料あり)

2 リーフレット活用状況

令和 7 年度 18 か所の地域防災拠点訓練にて配布
(参加者 約 2,500 名に配布)

3 リーフレットが必要な場合

各地域防災拠点参加にご相談ください。



【担当】

鶴見区高齢・障害支援課障害者支援担当

TEL : 045-510-1847 / FAX : 045-510-1897

E メール : tr-koreisyogai@city.yokohama.lg.jp

妊産婦・乳幼児の災害対策について

1 地域防災拠点での妊産婦・乳幼児への配慮について

令和6年1月に発生した能登半島地震を踏まえて、本市では『横浜市地震防災戦略』を改定し、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援として、「妊産婦・乳幼児の災害対策」について取り組んでいます。地域防災拠点での妊産婦・乳幼児への配慮について、改めてよろしくお願ひいたします。

『災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン』と『動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」』を作成しておりますので、「地域防災拠点訓練」や日頃の防災に関する打合せの際などに、ぜひご活用ください。

(1) 災害時の妊産婦・乳幼児の避難対応ガイドライン（当事者及び支援者向け）



発災時の混乱を低減するための対応について、「妊産婦・乳幼児・ご家族などの当事者」「地域防災拠点の運営者などの支援者」それぞれの視点から具体的な行動の指針をまとめた資料です。

<横浜市ウェブサイトに掲載中です>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/bosibousai.html>



横浜市 乳幼児 妊産婦 防災



(2) 動画「妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営」（支援者向け）

避難所運営における妊産婦・乳幼児への配慮の参考になるよう、緑区中山小学校での地域防災拠点訓練の様子とともにまとめた動画です。動画は15分程度の本編と3分程度のダイジェスト版の二種類を作成しています。

<動画本編（約15分間）>



(YouTubeのURL)

<https://www.youtube.com/watch?v=vS8EDbol8yU>



<ダイジェスト版（約3分間）>



(YouTubeのURL)

<https://www.youtube.com/watch?v=wiamPr4EilQ>



2 母子専用型福祉避難所の確保について（R7 鶴見区：鶴見大学）

令和7年3月に改定した横浜市地震防災戦略に基づき、妊産婦・乳児のための母子専用型福祉避難所の確保を進めています。本市初の母子専用型福祉避難所の設置にあたり、令和8年1月に鶴見大学・鶴見大学短期大学部（対象施設）及び一般社団法人横浜市助産師会（協力機関）とそれぞれ協定を締結しました。

(1) 母子専用型福祉避難所とは

災害時要援護者である妊産婦・乳児が地域防災拠点に避難したのち、避難生活の継続に支障を抱える場合に、その安心・安全を確保するための居場所としての福祉避難所です。

- ア 対象者 地域防災拠点での避難生活継続に支障を抱える妊産婦・乳児
(母子での避難)
- イ 特徴 液体ミルクアタッチメントなど妊産婦・乳児に特化した備蓄を用意するほか、助産師の巡回を行い、入所者の心身のケアを行います。
- ウ 備考 運用の詳細はシミュレーション訓練等を重ねて検討していきます。

【参考】母子専用型福祉避難所の対象者が抱える支障の例

<妊婦の例>

- ・高齢者優先で妊婦まで対応が行き届かなかった。
- ・妊婦なのに水をもらうのに3時間も並ぶのはとてもきつかった。

<産婦・乳児の例>

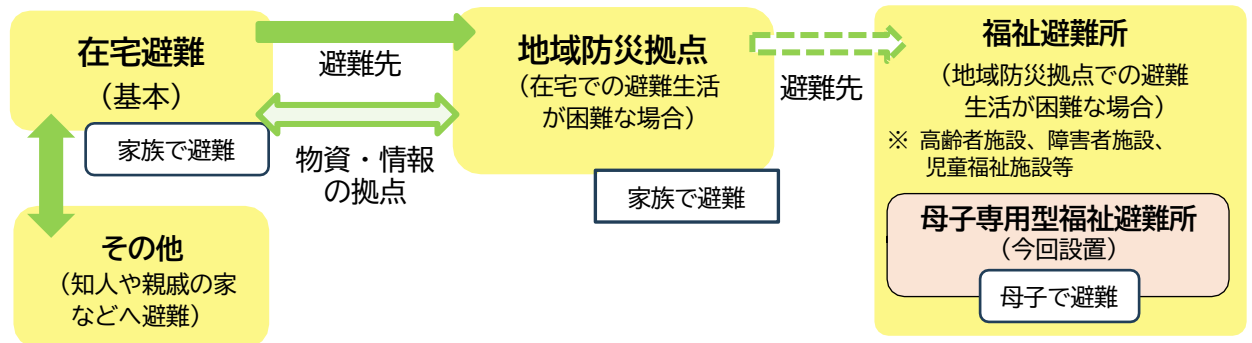
- ・子どもが夜泣きする等で迷惑をかけることへの心配
- ・水などに長時間並ばなければならず子どもがいと無理だった。
- ・1ヶ月の乳児がいる近くでタバコを吸う人がいた
- ・避難所に配慮された設備(※)が無かった。

- ※：「授乳室(もしくは授乳専用のスペース)」「子どもが遊ぶための専用スペース」「女性のための相談室」など



<出典>『熊本地震を経験した「育児中の女性」へのアンケート報告書』
(熊本市男女共同参画センターはあもにい発行)

(2) 本市における地震発生時の妊産婦・乳児の避難環境イメージ



(3) 母子専用型福祉避難所内の様子



鶴見大学体育館入口



鶴見大学体育館柔道場内

【担当】 こども青少年局こども家庭課 新谷、飯田
電話 045-671-2390
メール kd-boshibousai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度 地域防災拠点

災害時における飲料水の確保訓練のご案内について

水道局では、災害時の飲料水確保について市民の皆様と協働で訓練を行っています。災害用地下給水タンクの開設方法や飲料水の備蓄の重要性をご説明いたしますので、地域防災拠点の訓練の際に、応急給水訓練の実施についてもご検討をお願いいたします。

1 訓練内容

(1) 実技編

災害用地下給水タンクは、災害時に地域の皆さんに開設していただく設備です。訓練では、機材の保管場所や組み立て方法をご説明します。

対 象：災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

上の宮中学校 寛政中学校 末吉中学校 潮田小学校
上末吉小学校 新鶴見小学校 寺尾小学校 生麦小学校

所要時間：30 分程度

(2) 講座編

災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水が確保できるのか、パネル等を使用して説明します。

対 象：地下給水タンクが設置されていない地域防災拠点

所要時間：15 分程度

2 申込方法・問い合わせ先

(1) 申込方法

「応急給水訓練等 依頼書」に必要事項をご記入のうえ、地域防災拠点参与到事前に申し込みをお願いします。

(2) 問合せ先

水道局鶴見水道事務所 事務係
電 話：045-521-2321



令和 年 月 日

応急給水訓練等 依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

拠 点 名： _____

運営委員会委員長： _____

区 役 所 参 与： _____

実施日	令和 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分 (水道局の訓練時間 午前・午後 時 分 ~ 時 分)

希望する訓練にチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	1 実技編
<input type="checkbox"/>	2 講座編

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和8年5月22日

地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長

**「地域防災拠点開設・運営マニュアル」の改正に向けた
アンケート調査へのご協力をお願い（依頼）**

日頃より横浜市防災行政の推進にご理解と多大なご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略（戦略の柱2-施策1 避難所環境の向上）」に加え、近年、国において避難所運営や災害対応に関する各種指針や通知等が示されていることを踏まえ、地域の実情等に応じた地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の機能強化に向けた体制等の見直しを行っていくこととしています。

この取組の一環として、より実効性のある避難所運営体制を確保するため「地域防災拠点開設・運営マニュアル」（以下、「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行うことといたしました。

拠点運営マニュアルの改正にあたっては、拠点運営委員会向けにアンケート調査を実施させていただき、地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見をはじめ、拠点運営の実情や課題を踏まえ改正作業を行ってまいります。

つきましては、お手数おかけしてしまいますが、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力をお願い

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査への回答をお願いいたします。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答
右記の二次元コードから回答をお願いします。



【回答期限】：令和8年8月18日（火）まで

2 拠点運営マニュアル改正に係るスケジュール及び実施内容（予定）

(1)	令和8年5～6月頃	令和8年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会での周知
(2)	令和8年7～8月頃	拠点アンケート実施期間
(3)	令和8年8～11月頃	拠点アンケート結果等を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(4)	令和8年12～1月頃	(3)で作成したマニュアル（素案）についての拠点への意見照会
(5)	令和9年2～3月頃	(4)の意見照会結果を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(6)	令和9年5～6月頃	令和9年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会にて、改正後の拠点運営マニュアルの周知
(7)	令和9年度中	改正後の拠点運営マニュアルの施行・運用開始

3 添付資料

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査回答票

- ※ 「1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力のお願い」でのご案内のとおり、アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、添付のアンケート調査様式をご活用いただき、下記連絡先までご提出ください。

【問合せ先】 鶴見区総務課防災担当

電 話 : 0 4 5 - 5 1 0 - 1 6 5 6

E-mail : tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

担 当 : 鈴木・小林・林田・吉澤

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた
拠点運営委員会向けアンケート調査

回答票

回答期限

令和8年8月18日（火）まで

回答拠点名：鶴見区

地域防災拠点

～はじめに～

アンケート調査の趣旨・目的

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略」に基づき、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を図るため、体制等の見直しを進めていくこととしています。

この取組の一環として、災害発生時において、より実効性の高い避難所運営体制を確保するため、『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』（以下「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行います。

本マニュアルの改正にあたっては、日頃より拠点運営にご尽力いただいている拠点運営委員会の皆様のご意見に加え、皆様が日頃感じておられる拠点運営上の課題や地域の実情を把握し、改正内容に反映させることが重要であると考えています。

地域防災拠点を取り巻く環境や担い手の状況の変化を踏まえ、別紙の考え方とおおり拠点運営マニュアルの改正を考えております。ついては、アンケートを通じて、ご意見・ご提案をお伺いします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、アンケートへのご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答
右記の二次元コードから回答をお願いします。



※アンケートは原則、電子申請・届出システムでの回答をお願いしておりますが、システムでの回答が困難な場合は、本アンケート調査様式をご活用いただき、鶴見区総務課防災担当までご提出ください。

本ページ以降が回答いただく設問になります。

問 1

以下の「地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方」や「別紙」の考え方に基づいて、拠点運営マニュアルの内容を見直すという全体的な方向性について、どのようにお考えになりますか。

いずれかの選択肢に○をつけてください。

- 1 とても良いと思う
- 2 良いと思う
- 3 どちらかといえば良いと思う
- 4 どちらともいえない
- 5 どちらかといえば良いと思わない
- 6 良いと思わない
- 7 全く良いと思わない

地域防災拠点発足の経緯と今後のあり方

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、本市ではこの地震を貴重な教訓とし、「行政にとって最も大切なのは、市民の生命と財産の安全を確保すること」という信念にもとづき、実践的な観点から地震対策を見直してきました。

平成7年4月、最初に実施した見直しが震災時避難場所の指定です。さらに、同年から震災時避難場所に指定された小中学校に防災備蓄庫を整備し、救助活動に必要な資機材のほか、乾パン、水缶詰等の食料を配備するなど、避難所としての機能に加え、情報受伝達や物資備蓄などの機能を持つ「地域防災拠点」としての整備を開始しました。

以降、現在までに計459カ所の地域防災拠点を整備するに至りました。

この地域防災拠点は、発足当初こそ上述の役割を果たす拠点として整備されてきましたが、一方で、近年の他都市での災害や社会的要請の変化等を踏まえると、地域防災拠点には、従来の役割に加え、要配慮者への対応、多様な避難ニーズへの配慮、長期化する避難生活への備えなど、より幅広く、きめ細かな対応が求められるようになっていきます。また、地域防災の担い手不足や高齢化などにより、拠点運営を取り巻く環境も発足当時から大きく変化してきています。

本市としては、このような社会環境の変化や国の指針等を踏まえ、地域防災拠点を改めて「①避難所」、「②物資集配」、「③情報受伝達」の3つの機能を持つ拠点として位置付け、本アンケート等により地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見を踏まえながら、地域の実情等に応じた地域防災拠点の機能強化を行っていきます。

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正内容（案）について

整理番号	該当ページ マニュアル	現マニュアルにおける 改正対象となる 編名称、小項目名称	改正内容	考え方
1	P7	3. 開設準備編 「トイレ対策」	トイレ対策については、スフィア基準※の考え方を踏まえ、女性用と男性用の設置割合を3:1とすることを明記 ※スフィア基準：災害時に被災者の尊厳や安全に配慮した支援を行うための国際的な最低生活基準	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示され、スフィア基準の考え方を踏まえて、不足事項を追記する必要がある。
2	P19	4. 開設編 「救出救助活動」	役割整理について、救出救助活動を整理し、拠点の主任務を救護支援へ移行	地域防災拠点は、当初は救助資機材を整備し救助活動も担ってきたが、安全管理上の課題があるとともに、アンケート結果から資機材の不要性も明らかになり、運営環境は大きく変化している。 このため、今後は避難所運営を中心とした体制へ見直し、応急手当、健康・衛生管理の巡回、要援護者への個別支援など、救護支援を重視した役割への移行が必要である。
3	P21	4. 開設編 「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「要援護者への対応」	配慮すべき事項として、男女等ニーズの違い、妊産婦・乳幼児、子ども、高齢者、外国人、障がい者、食物アレルギー保有者の項目を整理	地震防災戦略「柱2 施策3 配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援」に定める取組事項や、国の指針である「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、配慮事項の充実を図り、体系的に整理した上でマニュアルに位置づける必要がある。
4	P23	4. 開設編 「区割りの実施」	スペース区割りについて、スフィア基準の考え方を踏まえて、必要な生活スペース2㎡から3.5㎡へ修正	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されたことを踏まえ、スフィア基準の考え方にに基づき、適正な数値へ修正する必要がある。
5	P25	4. 開設編 「ペット対策」	ペット対策は運営上必要な内容に絞り簡素化	事前の備えについては、「災害時のペット対策ガイドライン」（医療局動物愛護センター）で補完しつつ、避難所運営上必要な項目を整理・精査することが求められる。
6	P36	5. 運営編 「防犯対策～パトロールの実施」	新規導入する防犯カメラに関する項目追加	地震防災戦略「柱2 施策1 避難所環境の向上」に定める取組事項を踏まえ、避難所生活における防犯対策の向上をマニュアルに位置づける必要がある。
7	P57	7. 訓練編 「実践型訓練」「図上訓練」	本市や他都市の訓練に関する奏功事例を紹介	地震防災戦略「柱1 施策1 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）」に定める取組事項を踏まえ、多様な意見やニーズを反映し、地域の実情に応じた実効性のある訓練を確保する必要がある。
8	P72 P79	8. 様式集 「様式第8号」「様式第15号」	「救出が必要とされる者に関する情報票（様式第8号）」、「避難者カード（兼 安否確認票）（様式第15号）」の記載項目等の整理	避難所運営に重点を置いた体制への見直しに伴う所要の整理および拠点運営に必要な避難者情報を整理する必要がある。
9	P87	9. データ集 「地域防災拠点の備蓄品」	地域防災拠点の備蓄品（一拠点あたりの配備数量）の時点更新	地域防災拠点に一律で配備している備蓄品の一覧を時点更新する必要がある。
10	新規	10. 参考資料 「参考資料」	各種内容を補完する関連資料を一覧化し、リンクにより参照できるように整理	文内容の理解および運用を補完するため、関連資料を一覧化し、リンクにより参照性を高める必要がある。

問 2

問 1 の回答を選択した理由をご記入ください。
(自由記述)

問3

そのほか拠点運営マニュアルに関してお気づきの点やご意見等がございましたら、ご記入ください。(自由記述)

アンケートはこれで以上となります。お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

ご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課

電 話：045-671-2011

E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

※現行の『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』については下記をご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/chikitaisaku/manual/uneimanyuaru.html>

右記の二次元コードからもご覧いただけます。



地域防災拠点運営委員長

資源循環局喫煙対策・美化推進課長

下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）男性用小便器の導入について（依頼）

今年度も地域防災拠点をはじめとした避難所トイレ環境の充実を図る目的で、下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）男性用小便器を導入することとなりました。

つきましては、下記の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

(1) 概要

- ・ 1台で4人同時に使用可能な男性用小便器タイプのトイレ
- ・ 既存の下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）のマンホールに接続できるため、設置工事が不要
- ・ 令和7年度から順次、全地域防災拠点に配備
- ・ 令和8年度については、鶴見区、磯子区の一部、金沢区及び港北区の拠点に導入

(2) 納品時期

令和9年1月から順次納品予定

（詳細については、別途ご連絡させていただきます。）

(3) 対象拠点

鶴見区内 31 拠点

(4) 使用方法の周知

- ・ 組み立て説明書を梱包の中に同封
- ・ インターネットで閲覧できる説明動画を公開

【参考1】導入する製品のイメージ

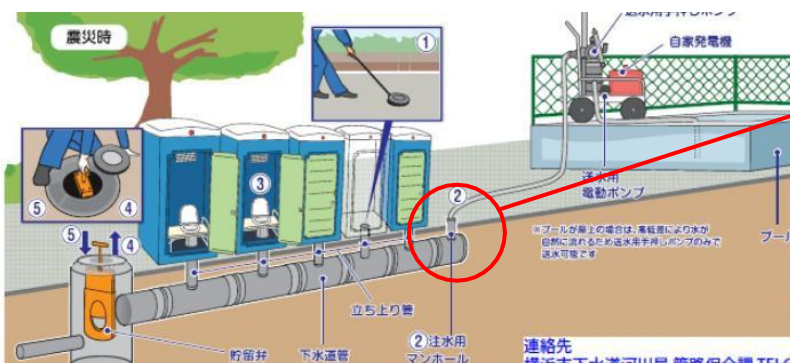


小便器



テント

【参考2】接続するマンホールのイメージ



注水用マンホールの周辺に小便器を設置し、注水用マンホールに排水ホースを差し込む（小便器の排水を行いつつ、プールからの水を注水することも可能）

【担当】

資源循環局喫煙対策・美化推進課
清水 三智
電話：045-671-2555

令和8年5月22日

地域防災拠点運営委員会の皆さま

資源循環局 鶴見事務所長

発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の 設置場所に関する調査について（依頼）

新緑の候 地域防災拠点運営委員会の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、廃棄物行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震などの発災時に地域防災拠点（以下、「拠点」という。）が開設されると、避難生活に伴って「避難所ごみ」が発生し、その収集は資源循環局事務所（以下、「事務所」という。）が担います。

拠点開設時においても円滑に収集業務を行い、拠点の衛生環境等の保持につなげるためには、平時のうちから拠点のごみ集積場所の位置を把握するなど、必要な準備を進めておくことが重要と考えています。

つきましては、次のとおり調査へのご協力をお願いいたします。

1 ごみ集積場所の設置場所に関する調査

拠点におけるごみ集積場所の設置場所に関する調査票をお配りします。調査票の図面に設置場所等の必要事項を記載のうえ、FAX または E-mail で鶴見区役所総務課防災担当までご返送ください。なお、集積場所の位置が分かる資料がすでにある場合は、その資料についても添付いただけると幸いです。

※ごみ集積場所とは、ごみをまとめて出していただく場所（1か所）になります

※調査票は、鶴見区 HP 地域防災拠点 提出書類一覧からもダウンロードできます。

→



【提出先】 鶴見区役所総務課防災担当

(FAX:510-1889) (Email: tr-bousai@city.yokohama.lg.jp)

【提出期限】 令和8年7月10日（金）

<設置場所を決める際のポイント>

- ・ 分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・ 収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか
- ・ 収集作業が安全かつスムーズに行えるか

※収集車の大きさ…全長：約5.4m、全幅：約1.9m、全高：約2.4m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

裏面あり

2 ごみ集積場所の設置場所の調整

調査の結果、お示しいただいた場所での収集が難しい場合など、鶴見事務所から拠点の運営委員の皆さまに確認させていただきたい事項が生じた際には、改めてご連絡させていただく場合がございます。その際には、お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

3 その他

防災・危機管理統括本部と相談し、分別啓発ポスター（A 1）を各拠点に納品予定です。（冬ごろ）地域防災拠点訓練時の避難生活における分別方法の周知や、発災時には掲示するなどの「ごみ分別の一助」となればと考えています。

4 参考資料

- (1) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（抜粋）
- (2) 災害時におけるごみの分け方・出し方チラシ（A 4）

5月末ごろから、区役所にて配架する方向で進めています。地域防災拠点訓練などで必要な場合は、鶴見事務所までご連絡ください。

【担当】

資源循環局 鶴見事務所 小野・平居

TEL : 502-5383

FAX : 502-5482

E-mail: sj-tsurumij@city.yokohama.lg.jp

「ごみ対策」

- ◇ ごみ収集車両が搬出に便利な場所1か所をごみ集積場所として指定します。
- ◇ 「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平時と同様の分別とします。分別方法を確認できるように、冊子『ごみと資源物の分け方・出し方』を用意しておきましょう。
- ◇ 備蓄物資や救援物資などの段ボールなどを活用します。
- ◇ ごみ集積場所の清掃は当番制とし、避難者の中で班を編成し、交替で行います。
- ◇ 拠点のごみの収集は、震災の発生から約72時間以内に開始します。そのため、収集車両の出入り・収集作業がスムーズに行える場所(1か所)をごみ集積場所として事前に決めておきましょう。

ごみ集積場所 ※ 事前に記載しておきましょう
ごみ分別の方法

◆◆◆分別に注意が必要なもの◆◆◆

- ・トイレパックや使用済みオムツなど「燃やすごみ」ですが、他の燃やすごみとは分けてください。
- ・中身が残っているスプレー缶やガスボンベ長時間直射日光に当たると破裂する恐れがあり危険なため、収集までの間は屋内か日陰で保管してください。
- ・家庭用医療用品(在宅医療用ビニールバッグ、チューブ、カテーテル類、注射器等)は「燃やすごみ」ですが、針などが袋を突き破らないようにしたうえで、他の燃やすごみとは分けてください。



災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について（情報提供）

横浜市では、令和 7 年 3 月に改定した「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害時に避難された皆様が、より安心して過ごせる避難所環境の整備を進めています。

この取組の一環として、**全ての地域防災拠点に、犯罪の抑止及び避難者の不安軽減を目的とした「簡易防犯カメラ（2台）」及び「防犯ブザー（10個）」を配備**しました。

今回配備した簡易防犯カメラ及び防犯ブザーについては、**横浜市（市民局）の管理**のもと、次のとおり運用しますので、ご承知おきください。

1 簡易防犯カメラについて

(1) 使用想定等

- 配備するカメラは、取り外し可能な簡易型のカメラ（トレイルカメラ）です。
- **平時は使用せず、災害時に限定**して使用します。
- 災害時に使用する場合も、**常時監視はせず、人の動きを検知した時のみ**自動で録画します。

(2) 設置場所

- 簡易防犯カメラの設置場所は、**防犯上必要な共用部分に限定**し、下記には設置しないでください。

【設置してはいけない場所】

- 就寝スペース
- トイレ、更衣室、授乳室等の内部
- 私的空間と認められる場所
- カメラが転倒・落下のおそれがある不安定な場所 など

- **具体的な設置場所**については、**下記を参考**としつつ、地域防災拠点ごとの状況を踏まえ、**地域防災拠点運営委員会においてご検討**をお願いいたします。

【設置が想定される場所の例】

- 避難所の主な出入口（受付を設置する場所周辺）
- トイレ、更衣室、授乳室等の出入口前の導線
- 貴重品保管場所の周辺
- 死角となりやすい廊下など、防犯上必要な場所

(3) 映像の管理について

簡易防犯カメラの映像は、**横浜市（市民局）の責任で管理**しますので、**地域防災拠点運営委員や避難者の方が映像を確認・管理することはありません。**

(4) 映像の開示（警察提供）について

簡易防犯カメラの映像は、原則、事件・事故等の発生により、警察から要請があった場合に限り、横浜市（市民局）がその内容を確認した上で警察に提供することを想定しています。

避難所に従事する市職員（動員職員）が現地で独自に開示判断を行うことはありません。

(5) 運用要綱について

簡易防犯カメラの運用に関する要綱（策定中）については、別途、区役所を通じて内容をお知らせいたします。

2 防犯ブザーについて

防犯ブザーは、夜間にトイレや更衣室を利用する場合など、地域防災拠点内で不安を感じる場合に使用することを想定しています。

主に、こどもや高齢者、女性などへの貸出を想定していますが、使用方法や保管場所などについては、各地域防災拠点の実情に応じて柔軟に運用してください。

3 添付資料

「簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）について」

【担当】

市民局地域防犯支援課 川口、山香、早野

電話：671-3705 FAX：664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）

【簡易防犯カメラ】

■特 徴

- ✓ センサー式で、人の動きを検知して録画します（トレイルカメラ）
- ✓ 赤外線センサーにより夜間も撮影できます
- ✓ 乾電池・ソーラーパネル・コンセントの3方式による給電に対応しています



【防犯ブザー】



資料 17

令和8年5月22日

地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長

令和8年度地域防災拠点運営研修の開催について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方などを対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

地域防災拠点運営研修は、集合研修及び自宅学習編の2種類がございます。詳細は、別紙1及び別紙2をご参照ください。

(1) 集合研修

今年度は1拠点あたりの申込者数の制限は設けませんので、本研修への積極的な参加をお願いします。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものですが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講可能です。

2 添付資料

- (1) 別紙1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙2-1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

担当：鶴見区総務課防災担当

鈴木・小林・林田・吉澤

電話：045-510-1656

FAX：045-510-1889

Eメール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員及び地域防災拠点の運営に関心のある方

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

第1部	【講義】「地域防災拠点運営上の優先順位と対応」 講師：三輪 恒巳 氏、植村 博之 氏 (青葉区鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員)	講義を通して、避難所開設や運営のポイントを学びます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか学びます。

(2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月8日(土)	9:30~12:30	横浜市民防災センター	約60名
第2回	8月29日(土)	9:30~12:30	青葉区役所	約60名
第3回	9月12日(土)	9:30~12:30	磯子区役所	約60名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第3希望日まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和8年7月22日(水)16時まで

- ※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。
- ※ 申込みの重複にご注意ください。また、申込完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取消しができません。申込内容の変更・取消し等をご希望の場合は、「5 お問合せ先」の担当までご相談ください。
- ※ 「横浜市電子申請・届出システム」による申込みが難しい場合は、「5 お問合せ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

7月31日頃、横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。申込みの際は、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

6 その他

(1) 画像等の取扱い

研修の様子を動画・静止画撮影し、広報等のために使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 個人情報の取扱い

収集した個人情報は、本人の許可なく本研修以外の目的では使用しません。

(3) 男女ニーズの違いに配慮した防災研修

8月8日（土）及び9月12日（土）の午後は同会場にて、男女ニーズの違いに配慮した防災研修も開催します。詳しくは、市民局国際平和・ダイバーシティ推進課のホームページをご覧ください。

(4) 開催中止

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」等が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講可能（事前申込不要）

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3 受講可能期間

通年受講可能（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「よこはま防災 e-パーク」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう!」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。



③「ログイン」又は「新規登録」から受講が可能です。

新規登録・ログイン

登録なしで自由に関覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に関覧することができます。
※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。
学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

自由閲覧

ログイン

ニックネーム

パスワード

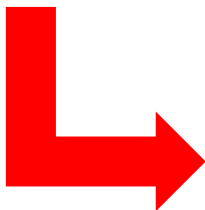
ログイン

初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

[新規登録の方法はこちら](#)

新規登録



「新規登録」を希望する場合は、右の画面で必要事項を入力の上、ご登録ください。

新規登録①

新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム (ID) とパスワードは、必ずお控えください。
※ニックネーム (ID) 及びパスワードを忘れた場合は、再度、新規登録をお願いします。
※修了証の発行には、登録が必要です。(団体発行する場合は、代表者の登録が必要)

ニックネーム
他の利用者と同じお名前 (ID) は使えません

パスワード
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

お住まいの区 ▼

登録する

- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。

地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。




地域防災拠点
の運営について



在宅避難について



多様な避難



要援護者支援

- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。

地域防災拠点運営研修

 **地域防災拠点の運営について** 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2） ▶

STEP
1

動画で学びましょう。



「避難者はお客様ではありません」

班・担当の割り振り

YouTube

⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP

2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

スタート

STEP

2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。



次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』の動画をご視聴ください。

STEP
1

動画で学びましょう。



地域防災拠点の開設・運営について
女性の視点を盛り込んだ避難所づくり

見る YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。

地域防災拠点の運営について

横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (1/2) clear ▶

STEP
1

動画で学びましょう。



横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル
班・担当の割り振り

- ⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

- ⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。

地域防災拠点の運営について

在宅避難について

多様な避難

要援護者支援

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

地域防災拠点運営研修に関するお問い合わせはこちら

- ⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

(1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」
ボタンを押してください。

自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区

団体名

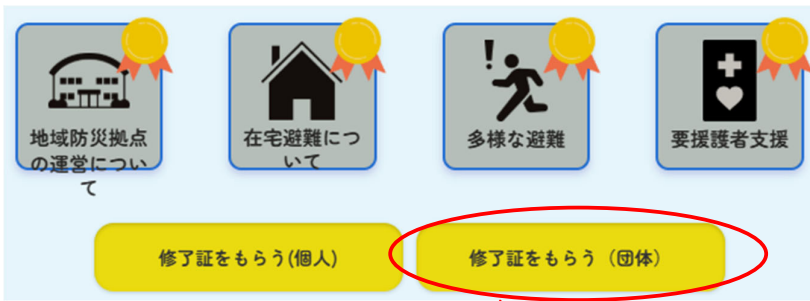
名前

行政区、団体名、名前を
入力し、「修了証をもらう」
ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、
ダウンロード又は印刷して
ご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。



誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり — 外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮 —

平素より、地域防災拠点の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

当課では、国籍や性別にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

さて、市内在住外国人人口は、約 14 万人（人口の約 3 %）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してこられることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。（別紙 1）

また、災害時の避難生活においては、性別や立場の違いにより、必要とされる配慮や支援が異なることが、これまでの災害からも明らかになっています。こうした課題への理解を深め、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていくため、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等を開催いたします。（別紙 2）

今後の地域防災拠点運営や訓練内容の検討等にあたり、少しでもお役に立てましたら幸いです。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

<担当>

横浜市市民局国際平和・ダイバーシティ推進課

(別紙 1) 外国人との多文化共生に関する取組について

多文化共生担当 和田・浜田

TEL : 045-671-3826 FAX : 045-663-3431

E メール : sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

(別紙 2) 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等について

男女共同参画推進担当 津曲・濱

TEL : 045-671-2017 FAX : 045-663-3431

E メール : sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

地域防災拠点運営委員長のみなさま

地域防災拠点に外国人の方々が避難して来た時に備えて

市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約14万人(人口の約3%)となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。

1. 「私ができること・避難所ってどんなところ」(外国の方向け)のリーフレット

(日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語)
避難所のルールが記載され、外国の方が出来ることを記入するシートです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

横浜市ホームページ **地域防災のヒント** で検索できます

2. 「外国人とともに進める地域防災と災害のヒント」のリーフレット

外国の人が抱える課題や、翻訳アプリの紹介、やさしい日本語の事例などが記載されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

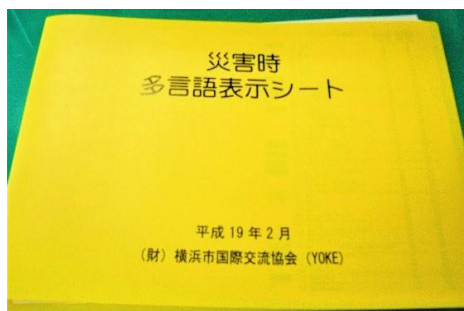
横浜市ホームページ **地域防災のヒント** で検索できます

3. 災害時多言語表示シート(地域防災拠点の備品)

各地域防災拠点の備品の中にあります。見つからず、配布を希望する場合は、6月末を目途に、区防災担当経由でご相談ください。

ウェブサイトから、その地域で必要な言語を選んで印刷することもできます。

<https://dis.clair.or.jp/open-data/dis-sheet/list/> **災害時多言語表示シート検索** で検索できます



【参考情報】(公益財団法人)横浜市国際交流協会(YOKE)の防災

出前講座やセミナーの実施を行っています(有料)。

詳細はこちら→ https://www.yokeweb.com/bosai_koza/ **日本人・外国人ともに進める地域防災** で検索

連絡先: 市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課 和田・浜田
TEL:045-671-3826 FAX:045-663-3431 Eメール:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

あなたにできることがあったら を入れて避難所の運営者の人に渡してください。

私ができること

避難所運営者のみなさんへ

わたし なまえ

私の名前は _____ です。

わたし つぎ

私は次のことができます。お手伝いします。

日本語を話すことができます



通訳ができます



(話すことができる言葉: _____)

国の文化や背景を説明することができます



(知っている国・地域 _____)

料理を作ることができます



介護のお手伝いができます



子どもと一緒に遊ぶことが得意です



荷物を運びます



その他 (_____)

「避難所」ってどんなところ？

避難所は、誰でも行くことができる場所です。地震で家にいることができなときは、避難所へ行ってください。

Q

「避難所」はどのような場所ですか？



A

避難所は、地震などであなたの家が壊れて住むことができなくなったときに来て、生活する場所です。基本的に外国人も使うことができます。避難所では、過ごし方の決まりがあります。決まりを守ってください。横浜市では避難所のことを「地域防災拠点」と呼んでいます。

Q

「避難所」で何ができますか？



A

- ・泊まることができます
- ・食べ物や水をもらうことができます
- ・元の生活に戻るための情報をもらうことができます

Q

「避難所」は誰が作りますか？



A

「避難所」は、その地域の町内会の人たちが作る人が多いです。「避難所」は、みんなで協力して作ります。できることがあれば、あなたもお手伝いをしてください。

Q

「避難所」でどのように過ごしますか？

A

「避難所」に着いたら「避難者カード」にあなたの名前や住所などの情報を書きます。避難所では、次のことに気を付けて過ごしてください。



- 決められたスペースの中で過ごします
- 大きな声や騒音を出しません
- 食事をもらうときは、並んでください
- お年寄りや身体が不自由な人にやさしくしてください
- きれいに過ごせるように気をつけます
- 掃除など、みんなですることに参加します
- 避難所の決まりを守りましょう

男女ニーズの違いに配慮した防災研修について（依頼）
～誰もが安心して避難生活を送るために～

性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたします。本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。


【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者や、その支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

(1) 研修概要

ア 日程・場所（3回とも同じ内容です。いずれかの回にご参加ください。）

第1回 令和8年8月8日（土）午後 場所：横浜市民防災センター

第2回 令和8年9月12日（土）午後 場所：磯子区役所

第3回 令和9年1月23日（土）午前 場所：中区役所

イ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

ウ 定員

60名（先着）※男性の委員の皆様もぜひご参加ください。

エ 参加費

無料

(2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申し込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～



横浜市電子申請
システム

次頁あり

(3) 受講決定


第1回、第2回は申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。第3回は1月にご案内をお送りします。

(4) その他

8月8日（土）及び9月12日（土）は午前中に同会場にて、地域防災拠点運営研修も開催します。詳しくは、防災・危機管理統括本部地域防災課のホームページをご覧ください。

2 「女性の防災担い手研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市女性の防災担い手研修

(1) 研修概要

ア 日程(全3回の連続講座のため、全日ご参加をお願いします)

令和8年9月29日（火）午後

10月20日（火）午後

11月10日（火）午後

イ 場所

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

ウ 対象者

すべての区の地域防災拠点の運営委員や委員候補の女性

※拠点運営委員長が2名までご推薦していただきますようお願いいたします。

エ 定員

50名（応募者多数の場合は抽選）※1拠点2名まで

オ 参加費

無料

カ 内容（質疑応答を含め3時間程度）（予定）

- ・男女ニーズの違いに配慮した地域防災の重要性について
- ・先進的な拠点の事例紹介、意見交換
- ・コミュニケーション・ファシリテーションスキルの向上
- ・地域で取り組みたい内容の検討等

次頁あり

(2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～8月24日（月）



横浜市電子申請
システム

(3) 受講決定

受講可否は、9月10日頃までに郵送にてご案内します。

3 「防災出前講座」について

(1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。（先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください。また、令和7年度に本事業による無料の出前講座を利用したことがない自治会・町内会や地域防災拠点等を優先とさせていただきます。）

【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

(2) 申し込み方法

下記担当まで直接、お申込みください。

横浜市男女共同参画推進協会 経営企画室

電話 045-862-5141

Eメール koho@women.city.yokohama.jp

(3) 申し込み期間

7月1日（水）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

【担当】 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 津曲・濱

電話 045-671-2017

Eメール sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

参加費
無料

- ✔ みんなが安心できる避難所運営のために、平時から備えたいと考える方へ
- ✔ 地域防災拠点における防犯対策や安心・安全の具体化を考えたい方へ

男女ニーズの違いに配慮した 防災研修

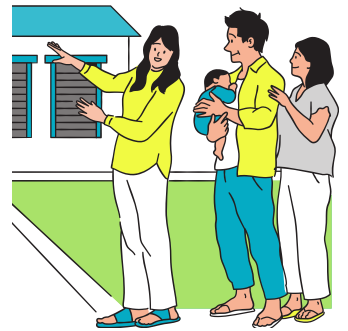
当日のプログラム

- **講義** 避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは
 - **ワーク** 考えよう！男女ニーズの違いをいかした安心づくり
- 講師：横浜市男女共同参画センター職員

まずは地域防災拠点の訓練に参加してみませんか？



授乳スペースをご案内しますね



この研修では、性別・立場によって異なる被災状況やニーズの違いに着目し、みんなが安心できる地域防災拠点の運営に向けて、男女共同参画の視点を取り入れ、実践するポイントを解説します。講義とワークを通じて、平時の訓練や開設・運営マニュアルの見直しにいかせるよう学びを深めましょう。

🔍 横浜市 男女ニーズの違いに配慮した地域防災 × 本研修の概要は横浜市HPでもご確認いただけます。

日時／会場

3回とも同じ内容です。いずれかの日時にご参加ください。

A 8月8日(土)
14:00～16:00
横浜市民防災センター

B 9月12日(土)
14:00～16:00
磯子区役所

C 1月23日(土)
10:00～12:00
中区役所(本館)

対象／定員

地域防災拠点の運営委員長、運営委員／各回60人
※その他関心のある方もぜひご参加ください。

申込方法

受付期間：7月1日(水)から12月25日(金)まで(先着順)
※A・Bについては各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。
右の二次元コード「お申込みはこちら」より横浜市電子申請システムまたはFAX(受講申込書にFAX番号記載)でお申込みください。
※A・Bを選択された方は、お申込み完了をもって受講決定となります。
Cを選択された方には、1月に横浜市市民局よりメール(電子申請時のアドレス)または、地域防災研修事務局より受講案内を郵送します。

お申込みはこちら



問合せ先：☎ 045-862-5052

男女共同参画センター横浜(フォーラム) 地域防災研修事務局

提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

主催：男女共同参画センター横浜

<p>A 2026年 8月8日(土) 会場:横浜市民防災センター</p> <p>〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-7 ・各線「横浜駅」西口徒歩10分</p> <p>*研修内容は各回共通です</p>	
<p>B 2026年 9月12日(土) 会場:磯子区役所</p> <p>〒235-0016 横浜市磯子区磯子3丁目5-1 ・JR根岸線「磯子駅」徒歩5分</p> <p>*研修内容は各回共通です</p>	
<p>C 2027年 1月23日(土) 会場:中区役所(本館)</p> <p>〒231-0021 横浜市中区日本大通35 ・JR根岸線「関内駅」南口徒歩7分 ・横浜市営地下鉄「関内駅」(1番出口)徒歩7分 ・みなとみらい線「日本大通り駅」(3番出口)徒歩4分</p> <p>*研修内容は各回共通です</p>	

[荒天時の対応について]

当日午前11:00の時点で横浜市域に下記いずれかが発令されている場合、研修を中止する場合があります。

1. 大雨警報と暴風警報両方が発令
2. 大雪警報が発令
3. 暴風雪警報が発令
4. 特別警報が発令(大雨、暴風、大雪、暴風雪)



中止等のお知らせについては、(公財)横浜市男女共同参画推進協会ホームページの「協会・3館のお知らせ」欄に掲出しますので、右記の二次元コードよりご確認ください。

男女ニーズの違いに配慮した防災研修 受講申込書

地域防災拠点名: _____ 区 _____ 拠点 _____

申込者名/役職: _____

電話番号: _____

■2026年度「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」の受講を申し込みます。

希望する日時 (1か所に○を記入)	参加者氏名	ご住所 (「C」の日時を選択した方のみ記入)	連絡がしやすい 電話番号
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	

- ・定員は各回 60 名(先着)です。1つの地域防災拠点から複数名のお申込みが可能です。
- ・対象者: 地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方
- ・3回とも同じ内容です。A・B・Cのいずれかの日時にご参加ください。
 - A 2026年8月 8日(土) 14:00~16:00 場所: 横浜市民防災センター
 - B 2026年9月12日(土) 14:00~16:00 場所: 磯子区役所
 - C 2027年1月23日(土) 10:00~12:00 場所: 中区役所(本館)

・申込み先: 7月1日(水)~12月25日(金)

FAX(045-865-4671)で男女共同参画センター横浜宛てに送信
又は右の二次元コードでも申込み可能です。



※「A」「B」については各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。

※「C」を選択し、本受講申込書で申込みされた方には、1月中旬までに受講案内を郵送します。

※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

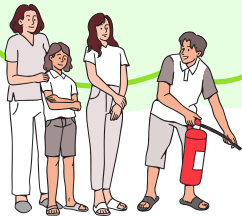
■研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本
電話: 045-862-5052

参加費
無料

「女性の防災担い手研修」

毎年の訓練だけど…
積極的に参加してもらえよう
工夫を聞いてみたいな…



様々な人と話し合う力やつながる取組は
平時にも災害時にも大切なんだね。



着替えや授乳スペースは
どこに設置するのがいいかな？



- ✓ 地域の防災訓練や運営にいかせるヒントがたくさん！
- ✓ グループワークでアイデアを出し合いながら参加者同士の交流も

様々な立場の人々が集まる避難所の安心づくりのためには「女性の視点」が重要です！
市内の地域防災拠点の取組事例から学ぶとともに、災害時だけでなく日常生活にも役立つ「話し合う力」を仲間と一緒に身につけ、地域での取組に活かしませんか。

お申込みはこちら



第1回 9月29日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 安心できる避難所づくりとは？
市内地域防災拠点の事例を聴く

第2回 10月20日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 学び実践する—もしものときにも
平時にも大切な“話し合う力”

第3回 11月10日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 仲間とともに考える—地域で取り
組みたいこと、やってみたいこと

申込
方法

全3回の連続講座のため、すべての回のご参加をお願いします。

受付期間：7月1日(水) から 8月24日(月)まで

※応募者多数の場合は抽選。

受講可否を9月10日頃までに郵送にてご案内予定

地域防災拠点ごとに運営委員長から受講者2名まで
をご推薦のうえ、右上の二次元コード「お申込みは
こちら」より横浜市電子申請システムでWEB入力、
または受講申込書をFAXでご送付ください。

会場

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

JR「関内駅」南口から徒歩10分

横浜市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分

みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分

問合せ先：045-862-5052

男女共同参画センター横浜（フォーラム）

地域防災研修事務局

提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。



女性の防災担い手研修 受講申込書

【※横浜市内 18 区が対象です】

地域防災拠点名: _____ 区 _____ 拠点 _____

申込者名/役職: _____

電話番号: _____

■ 2026 年度「女性の防災担い手研修」への受講者として次の方を推薦します。

参加者氏名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	

・対象者: **地域防災拠点の運営に関わる女性(各拠点から 2 名まで)**

・**全 3 回の講座に参加できる方をご推薦ください。**

・定員は 50 名 (応募者多数の場合は抽選) です。

・受講の可否は、9 月 10 日 (木) 頃までに郵送にてご案内します。

※2025 年度「女性の防災担い手研修」にご参加の方は、今年度はご参加いただくことができません。

同じ地域防災拠点から初めてのご参加の方を推薦していただくことは可能です。

・申込み先: 7月1日(水)～8月24日(月)

FAX (045-865-4671) で男女共同参画センター横浜宛てに送信

又は右の二次元コードでも申し込み可能です。



※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■ 研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

令和8年4月15日

地域防災拠点運営委員長

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内の障害福祉関係団体と横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和8年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL：045-681-1211 / Fax：045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

<内容> クリアーボックス（A4 幅3センチ程度）に入れて配布。

- ・説明文書（趣旨書）：1
- ・コミュニケーションボード：3
- ・啓発チラシ：3
- ・文字盤：3
- ・バンダナ：緑色3、黄色3



<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL：045-681-1211/Fax：045-680-1550
横浜市健康福祉局障害施策推進課
TEL：045-671-3598/Fax：045-671-3566

■セイフティーネットプロジェクト横浜と

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、セイフティーネットをつくることを目的とし、2005年7月に発足。自分たちの出来ることから取り組むことを大切にしながら、さまざまな障害についての理解を進めていこうと活動している。

災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝わる！ S-net横浜

セイフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。
日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



わたしたちのこと
知ってください
応援してください

又は麻でも、住み慣れた場所で暮らすことを望んでいます。
障害者、者が安心して生活で暮らすためには、
自治体の皆さまのご理解や、ご協力が重要です。

避難場所のみならずへ

障害のある人は、自分の気持ちや状況をうまく伝えられず、
必要な情報を得られずにいることが多々あります。
必要に応じて、必要な人々と
必要な言葉や情報を得られるように、
避難場所のみならず、避難先でも活用してください。

何か困っているあなたへ

あつ、おれな...
あつ、おれな...



- イラストは200種類以上！
自由に組み合わせてオリジナル・コミュニケーションボードが作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれるコミュニケーションカードはリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末にダウンロードすることもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain



そうだん
相談したい
I'd like a consultation



すこし待ってください
Please wait for a moment



えびアレルギー
shrimp allergy

支えあう

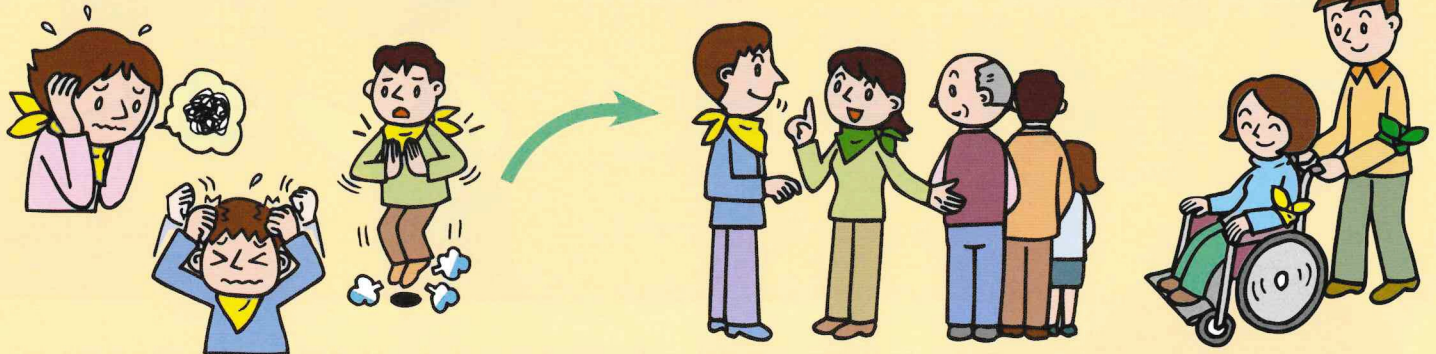
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が必要

支援ができる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



●状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

●具体的にゆっくりと確かめながらお話しします。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援—避難場所編—」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



●S-net 横浜 事務局に相談

●担い手の皆さんと調整

●出前講座の様子すでに、のべ100以上の講演が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL:045-681-1211 FAX:045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月



地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



— セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。

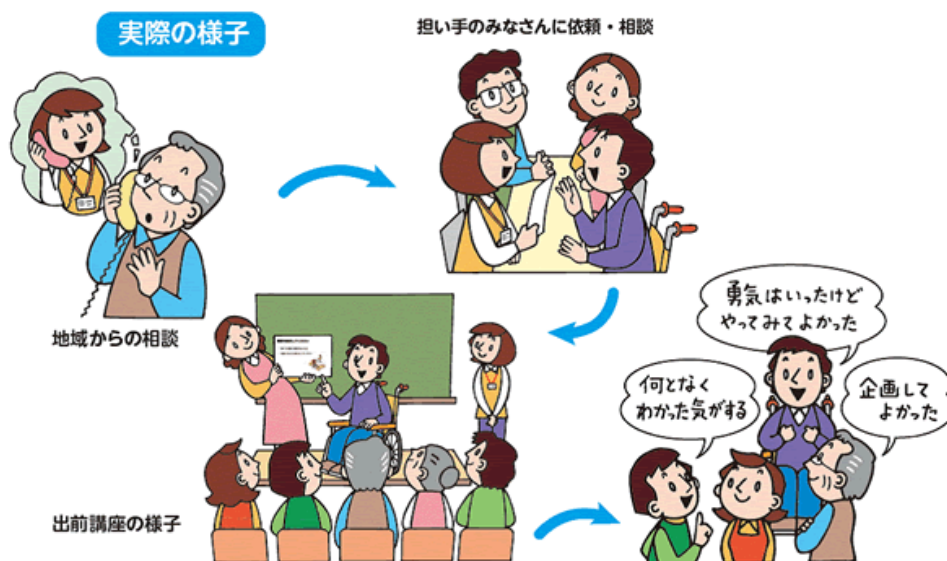


災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット
(H19年度作成・H30年度改訂)

この他にも、

- ・障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



鶴見区社会福祉協議会（災害ボランティアセンターの運営）

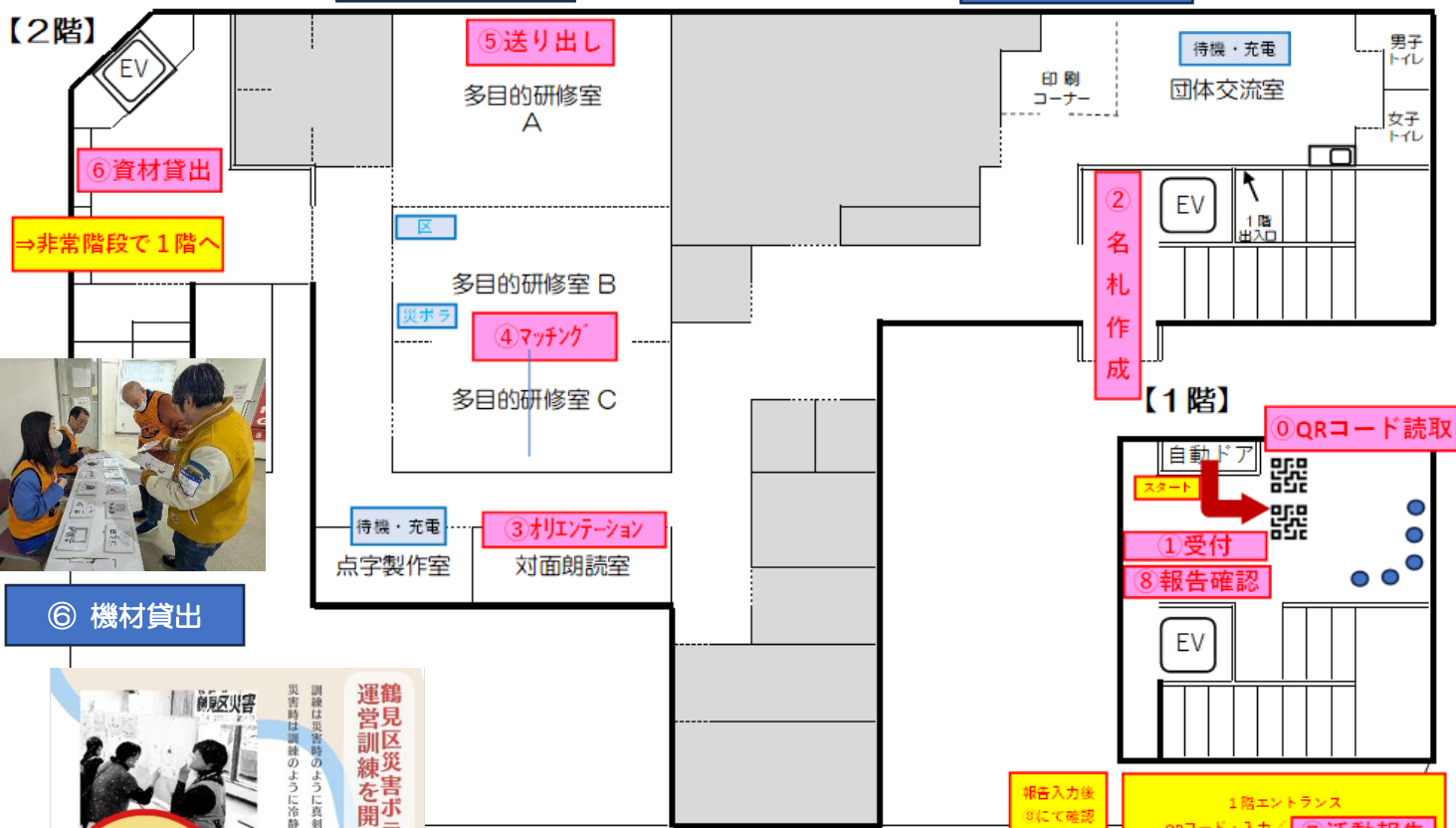


日時・場所 令和8年1月20日（火）14:00～15:00 鶴見区福祉保健活動拠点多目的研修室

参加 合計：49名 係員役：20名 ボランティア役：29名（区役所職員・一般参加）



⑤ 送り出し ④ マッチング ③ オリエンテーション ② 名札作成 ① 活動受付
⑧ 活動報告



⑥ 機材貸出

募集！
災害ボランティア役
災害ボランティア訓練で
ボランティアに扮し、
受付～活動報告までの
流れを体験して
みませんか？

運営訓練
2026/1/20（火）
14:00-15:00 訓練（14:30受付終了）
15:00-15:30 意見交換（予定）

会場
鶴見区福祉保健活動拠点
鶴見区役所4F・3F
リハビリ館 2階

お問い合わせ
鶴見区社会福祉協議会（総務）
電話045-504-5619

こちらも活動中！
鶴見区災害ボランティアネットワーク



⑦ 報告入力

二次元コード 読取

報告入力後
⑧にて確認
活動終了

1階エントランス
QRコード・入力
⑦活動報告

ボランティア活動受付
(当日)

上記QRコードを読み込み、
入力フォームに必要事項を入力してください。
後方のイスをご利用ください。

令和 8 年 5 月 22 日

地域防災拠点運営委員長 各位

鶴見区総務課長

**令和 8 年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施
及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）**

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、8月から9月頃に備蓄食料等の更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 各拠点の備蓄品の更新等について

8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）を行います。

(1) 配送・回収する備蓄品及び対象拠点

別紙 1 「8～9月頃に配送・回収する備蓄品一覧」のとおり

(2) 賞味期限切れの備蓄品の回収

例年、前年度の訓練で配布しきれなかった分など、賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

誤配布の原因ともなってしまうため、賞味期限切れの備蓄品（地域防災課配備品に限る）が残置されている拠点におかれましては、**回答様式 1 に回収を希望する品目名及び箱数を記入いただき、令和 8 年 7 月 10 日（金）までに、鶴見区防災担当までご提出をお願いします。**

※ 誤回収防止のため、回収希望品には回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておくようお願いします。

2 備蓄品の有効活用について

更新を行う備蓄品のうち、対象品目については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。ご報告いただいた有効活用分の数量は拠点に残置します。

※ 賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみご報告ください。

(1) 有効活用可能な備蓄品及び賞味期限

別紙 2 「有効活用可能な備蓄品一覧」のとおり

(2) 有効活用希望数等の報告

回答様式 2 に「有効活用希望数」及び「有効活用（配布）予定日」を記入いただき、令和 8 年 7 月 10 日（金）までに、鶴見区防災担当までご提出をお願いします。

(3) 留意事項

有効活用する場合は、必ず 1 箱ずつ賞味期限をご確認ください。過去に、期限切れの備蓄品を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、**必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。**

3 拡充する備蓄品の配備について

令和9年1月から3月頃にかけて、拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。詳細は、別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」をご参照ください。

なお、パーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。

4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について

昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生しました。その後再発防止策を検討していたため年度途中で当該備蓄品の配布を急遽中止し、各拠点の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。誠に申し訳ありませんでした。

つきましては、賞味期限切れ備蓄品の誤配布の再発防止に向けて、次のとおりご依頼いたしますので、ご対応とご協力をお願いします。

(1) 賞味期限の確認の徹底

拠点訓練等の準備日及び当日は、回答様式3「備蓄品チェックシート」を活用し、必ず1箱ずつ賞味期限を確認したうえで配布してください。

(2) 備蓄品残数の報告

拠点訓練等の際に備蓄品の残数を記入いただいた回答様式3は、年度内の全拠点訓練等終了後、令和9年3月24日（水）までに鶴見区防災担当までご提出をお願いいたします。

5 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

6 その他

10月から12月頃にかけて、防災備蓄庫内のガス式発電機及びガソリン式発電機等の資機材の定期点検を実施する予定です。なお、点検日時及び詳細につきましては、後日あらためてお知らせします。

7 添付資料

- (1) 依頼文別紙1～4
- (2) 回答様式1～3

担当：鶴見区総務課防災担当

鈴木・小林・林田・吉澤

電話：045-510-1656

FAX：045-510-1889

Eメール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

E-mail: tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

2026(令和8)年8～9月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	外箱のラベル色	配送対象の拠点
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。			
食料	① 保存パン	【茶】	全拠点
	② おかゆ		
	③ クラッカー		
	④ ライスクッキー		
	⑤ スープ		
	⑥ 粉ミルク		
	⑦ 液体ミルク		
生活用品	⑧ 簡易防犯カメラ 【所管：市民局地域防犯支援課】	【黒】	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区の計82拠点)
	⑨ 哺乳瓶・哺乳瓶 (使い捨て)		
	⑩ 子供用おむつ (テープ・パンツタイプ)		
	⑪ 大人用おむつ (テープ・パンツタイプ)		
	⑫ 生理用品		
	⑬ トイレバック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		

2026(令和8)年8～9月頃に回収する備蓄品一覧

種類	品目	製造・納入年度 【外箱のラベル色】	回収対象の拠点	有効活用 の可否
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目的に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。				
飲食物	① 保存パン	2021(令和3)年度 【赤】	全拠点	可能 (詳細は別紙2参照)
	② おかゆ			
	③ クラッカー			
	④ ライスクッキー			
	⑤ スープ	2022(令和4)年度 【青】		
	⑥ 飲料水(水缶)	2020(令和2)年度 【緑】		
	⑦ 粉ミルク	2025(令和7)年度 【赤】		
	⑧ 液体ミルク			
	⑨ アルコール消毒液	2020(令和2)年度		
	⑩ 哺乳瓶			
	⑪ 子供おむつ			
	⑫ 大人用おむつ	2019(令和元)年度		
	⑬ 生理用品			
生活用品	⑭ トイレバック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	2011(平成23)年度	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区の計82拠点)	不可
			一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の計368拠点)	
その他	⑮ くみ取り式仮設トイレ(和式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	1995(平成7)～ 1998(平成10) 年度頃	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に回収予定	
	⑯ 賞味期限切れの備蓄品		該当拠点のみ	

【2026(令和8)年度】有効活用可能な備蓄品一覧

品目	賞味期限	製造・納入 年度	有効活用可能な 最大箱数
※有効活用する際は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。			
① 保存パン 	2027 (令和9)年 1月	2021 (令和3)年度	10箱 (20缶/箱)
② おかゆ 			5箱 (20袋/箱)
③ クラッカー 			3箱 (70袋/箱)
④ ライスクッキー 			1箱 (20個/箱)
⑤ スープ 			2箱 (45袋/箱)
⑥ 飲料水 (水缶) 			22箱 (24缶/箱)

2027(令和9)年1～3月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	配送対象の拠点
<p>※箱数等の詳細は、12月～1月頃を目的に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。</p> <p>※飲料水は更新分もアルミボトルに切り替えるため、更新分と拡充分をまとめて1～3月頃にかけて配送予定です。</p>		
飲食料	① 飲料水 (アルミボトル)	全拠点
	② レトルト玄米食品	
	③ 栄養補助食品 (栄養補助ゼリー)	
	④ 身体ふき兼おしりふきシート	
	⑤ 歯みがきシート	
	⑥ エアマット	
生活用品	⑦ 「災害時の資源とごみの分け方・出し方」ポスター 【所管：資源循環局業務課】	一部拠点のみ (鶴見区・磯子区の一部の拠点、金沢区、港北区の計91拠点) ※その他の拠点は来年度以降に配備予定
	⑧ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に配備予定
資機材	⑨ くみ取り式仮設トイレ (テント式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に配備予定

【2026(令和8)年度】備蓄品の更新等スケジュール（予定）

別紙4

品目	2026(令和8)年												2027(令和9)年																				
	5月 中旬	6月 下旬	6月 中旬	6月 月上旬	7月 下旬	7月 中旬	7月 月上旬	8月 下旬	8月 中旬	8月 月上旬	9月 下旬	9月 中旬	9月 月上旬	10月 下旬	10月 中旬	10月 月上旬	11月 下旬	11月 中旬	11月 月上旬	12月 下旬	12月 中旬	12月 月上旬	1月 下旬	1月 中旬	1月 月上旬	2月 下旬	2月 中旬	2月 月上旬	3月 下旬	3月 中旬	3月 月上旬		
備蓄品の更新 (配送・回収)	【調査期間】												【実施期間】																				
	備蓄品の更新・有効活用 7月中旬まで												8月中旬から9月末まで																				
備蓄品の 有効活用・残数報告													【実施期間】			有効活用：「備蓄品の更新（配送・回収）完了時」から「各備蓄品の賞味期限」まで ⇒ 残数の報告期限：3月末まで																	
拡充備蓄品 の配送																																	
																															【実施期間】 1月頃から3月末まで		

回答様式 1

賞味期限切れの備蓄品の回収希望がある場合は、下表に記入のうえ、
7月10日（金）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

回収希望品目名等 (※地域防災課配備品に限る)	回収希望数 (箱単位でない場合は 「個」等の単位でご記入ください)
例) 保存パン(賞味期限:2025年1月)	2箱
	箱
	箱

回答様式 2

備蓄品の①有効活用希望数及び②有効活用予定日をご記入のうえ、
7月10日（金）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

①有効活用（訓練等での配布）希望数

①保存パン	②おかゆ	③クラッカー	④ライスクッキー	⑤スープ	⑥飲料水（水缶）
箱	箱	箱	箱	箱	箱

- ※ 有効活用を希望しない場合は、「0」とご記入ください。
- ※ 未記入の場合は、有効活用を希望しないものとして集計させていただきます。
- ※ 有効活用希望数を除いた分を、8～9月頃に回収します。

②有効活用（配布）予定日 令和 年 月 日

【回答者】

_____ 区

小・中学校地域防災拠点

氏名： _____

回答様式 3

備蓄品配布チェックシート 【保存パン／1箱20缶入り】

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限確認	残数 (箱)	備考
例	10/1	10	5	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	5	
例	11/1	5	4箱 +バラ15缶	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5缶
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※
本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、
令和9年3月24日(水)までに、鶴見区防災担当までご提出ください

備蓄品配布チェックシート 【おかゆ／1箱20袋入り】

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限確認	残数 (箱)	備考
例	10/1	5	3	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11/1	2	2	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※
本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、
令和9年3月24日(水)までに、鶴見区防災担当までご提出ください

回答様式3

備蓄品配布チェックシート 【クラッカー／1箱70袋入り】

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限確認	残数 (箱)	備考
例	10/1	3	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11/1	2	1 +バラ65袋	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※
 本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、
 令和9年3月24日（水）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

備蓄品配布チェックシート 【ライスクッキー／1箱20個入り】

拠点名： 小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限確認	残数 (箱)	備考
例	10/1	1	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※
 本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、
 令和9年3月24日（水）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

回答様式 3

備蓄品配布チェックシート 【スープ／1箱45袋入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限確認	残数 (箱)	備考
例	10/1	2	1	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	1	
例	11/1	1	バラ40袋	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※
 本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、
令和9年3月24日（水）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

備蓄品配布チェックシート 【飲料水（水缶）／1箱24本入り】

拠点名：

小・中学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限確認	残数 (箱)	備考
例	10/1	22	20	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11/1	2	2	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

※必ず1箱ずつ賞味期限を確認してから配布してください※
 本チェックシートは、年度内の全拠点訓練等終了後、
令和9年3月24日（水）までに、鶴見区防災担当までご提出ください

地域防災拠点委員長 各位

鶴 見 区 総 務 課 長

地域防災拠点における鍵の管理について（依頼）

地域防災拠点の鍵（以下、「鍵」という。）につきましては、横浜市鶴見区地域防災拠点の鍵管理要綱に基づき、管理を行っています。

地域防災拠点委員長の皆様におかれましては、令和 8 年度における地域防災拠点の「鍵の管理者名簿」を作成の上、鍵の管理を徹底いただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

添付様式「鍵の管理者名簿」を作成いただき、「鍵の管理者名簿」の写しをご提出いただきますようお願いいたします。

※名簿に変更がない場合も、鍵管理者を改めて確認するため、ご提出をお願いいたします。

2 提出期限

令和 8 年 7 月 10 日（金）

3 提出方法

郵送、メール、または F A X で、以下の提出先までご提出をお願いいたします。

《提出先》

鶴見区総務課防災担当

〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

FAX:045-510-1889

4 留意事項

- (1) 当該地域防災拠点運営委員会役員に鍵を貸与する場合は、学校長（施設管理者）の承諾が必要です。
- (2) 鍵の保管者に変更がある場合は、「鍵の管理者名簿」を更新し、区総務課に提出してください。また、不要となった古い「鍵の管理者名簿」は、破棄してください。
- (3) 鍵が更新され不要になった場合は、貸与されているもの全てを回収し、学校長と協議のうえ、破棄してください。
- (4) 貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに区総務課へ申告し、所轄警察署へ届出を行ってください。
- (5) 鶴見区総務課において、学校長（施設責任者）に「鍵の管理者名簿」の写しを提出します。

5 添付資料

- ・鍵の管理者名簿(第 1 号様式)
- ・横浜市鶴見区地域防災拠点の鍵管理要綱

《担当》

鶴見区総務課 鈴木・小林・林田・吉澤

TEL:045-510-1656 FAX:045-510-1889

E-mail: tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

鍵の管理者名簿

拠点名 _____ 学校地域防災拠点

運営委員長名(_____)

No	自治会・町内会名	役職名	氏名	連絡先	該当する箇所に「○」 番号キーの場合は「◎」					
					校門	体育館	防災備蓄庫	校舎入口	保健室	※その他
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※ その他に「○」の場合、次の空欄に保有者No及び教室名を記載

No	教室名①	教室名②	教室名③	教室名④

横浜市鶴見区地域防災拠点の鍵管理要綱

制 定：平成29年8月17日（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の鍵（以下、「鍵」という。）の管理に関する基本的な事項を定めることにより、鍵の適正な管理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 拠点 別表1のとおりとする。
- (2) 鍵 教職員等の学校関係者が施設不在時に、拠点を開設するために必要な鍵及び暗証番号の入力により開錠又は機械警備が解除される器具のことをいう。
- (3) 施設責任者 別表1に記載する学校施設の長のことをいう。
- (4) 鍵の管理責任者（以下、「管理責任者」という。） 各拠点運営委員会委員長のことをいう。
- (5) 鍵の管理者（以下、「管理者」という。） 施設責任者または管理責任者から鍵の貸与を受けた者のことをいう。

（鍵の種類）

第3条 鍵の種類は、校門、体育館、防災備蓄庫、校舎入口、保健室及びその他各拠点において必要最低限のもののみとする。

（鍵の貸与）

第4条 施設責任者は、鍵を管理責任者及び鶴見区役所総務課（以下、「区総務課」という。）に貸与するものとする。

- 2 管理責任者は、当該拠点運営委員会の役員、その他管理責任者が必要と認める者に、施設責任者の承諾の下、鍵を貸与することができる。

（鍵の複製）

第5条 鍵の複製は、施設責任者のみが行うことができる。ただし、施設責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

（鍵の管理方法）

第6条 平時における鍵の管理方法については、次のとおりとする。

- (1) 暗証番号については施設責任者が封筒に封入し、封印したものを管理者が責任を持って保管するものとする。
- (2) 暗証番号以外の鍵については、他の鍵と区別した状態で、管理者が責任を持って保管するものとする。

(名簿の作成及び管理方法)

第7条 管理責任者は、管理者の所属する自治会・町内会名、管理者氏名、連絡先、鍵の種類等必要事項を記載した「鍵の管理者名簿（第1号様式）」（以下、「名簿」という。）を作成しなければならない。

2 名簿の管理方法については、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者は、毎年開催される拠点運営委員会連絡協議会の第1回総会開催日までに、鍵の保管状況を確認するとともに名簿を更新し、更新後の名簿の写し1部を区総務課に提出するものとする。ただし、鍵の保管状況に変更がない場合は、この限りではない。
- (2) 管理責任者は、管理者に変更が生じた場合は、前号の規定によらず、速やかに名簿の訂正、追加記載等を行ったうえで、写し1部を区総務課に提出するものとする。
- (3) 区総務課は、第2項第1号及び前号で提出された名簿の写しを区総務課内に保管するとともに、写しを施設責任者に提出するものとする。
- (4) 管理責任者は、第1項により作成された名簿の原本又は第2項第1号及び第2号により更新された名簿の原本を次の名簿の更新まで保管するとともに、更新された後の古い名簿について、責任を持って破棄するものとする。
- (5) 施設責任者及び区総務課に提出された名簿の取り扱いについては、前号と同様とする。

(鍵の使用)

第8条 災害が発生し、拠点の開設が必要となった場合のほか、拠点訓練及び各種災害対応訓練等を実施する場合には、管理者は暗証番号以外の鍵に限り、施設責任者の承諾の下、使用することができる。

2 暗証番号の入った封筒については、災害発生時を除き、原則として開封することはできないものとする。ただし、施設責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

(鍵の更新)

第9条 施設責任者は、付け替え又は暗証番号の変更等により鍵を更新した場合は、速やかに管理責任者及び区総務課にその旨を伝えるものとする。

- 2 施設責任者は前項の実施とともに、更新後の鍵について、名簿に記載された数量分を複製し、管理責任者に貸与するものとする。
- 3 管理責任者は、前項による鍵の貸与を受けた時は、速やかに管理者に更新後の鍵を貸与するとともに、これまで貸与していた鍵を回収するものとする。
- 4 区総務課で保管していた鍵の処分及び更新後に貸与する鍵の複製等については、その都度、施設管理者との間で協議するものとする。ただし、その過程で要する費用については、原則、区総務課が負担する。

(回収した鍵の取り扱い)

第10条 前条第3項の規定により回収された鍵の返納、処分、その他の取り扱いについては、施設責任者と管理責任者が協議のうえ決定する。

(鍵の紛失)

第11条 管理責任者及び管理者においては、貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに区総務課に申告したうえ、所轄警察署に届出なければならない。

2 区総務課においては、前項の規定により紛失の申告を受けた場合は、速やかに施設管理者に報告しなければならない。

3 区総務課においては、貸与された鍵を紛失した場合は、速やかに施設管理者に申告したうえ、所轄警察署に届出なければならない。

(施行細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。

別表1（第2条（1））

1	旭小学校	23	市場中学校
2	市場小学校	24	潮田中学校
3	入船小学校	25	上の宮中学校
4	潮田小学校	26	寛政中学校
5	上末吉小学校	27	末吉中学校
6	上寺尾小学校	28	鶴見中学校
7	岸谷小学校	29	寺尾中学校
8	駒岡小学校	30	生麦中学校
9	汐入小学校	31	矢向中学校
10	獅子ヶ谷小学校		
11	下野谷小学校		
12	下末吉小学校		
13	新鶴見小学校		
14	末吉小学校		
15	鶴見小学校		
16	寺尾小学校		
17	豊岡小学校		
18	生麦小学校		
19	馬場小学校		
20	東台小学校		
21	平安小学校		
22	矢向小学校		